

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価

事後調査報告書

令和7年12月

尾張北部環境組合

目 次

第1章 事後調査の目的と経緯.....	1
1.1 事後調査の目的.....	1
1.2 事後調査結果中間報告書作成までの経緯.....	1
第2章 事業計画の概要.....	3
2.1 都市決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地.....	3
2.1.1 都市決定権者の名称.....	3
2.1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地.....	3
2.2 都市計画対象事業の目的及び内容.....	3
2.2.1 都市計画対象事業の目的.....	3
2.2.2 都市計画対象事業の内容.....	5
2.3 都市計画対象事業の諸元.....	7
2.3.1 ごみ処理施設の諸元.....	7
2.3.2 処理方式の選定.....	8
2.3.3 処理方式の決定.....	9
2.3.4 建設計画.....	11
2.4 都市計画対象事業に係る工事計画の概要.....	14
2.4.1 工事の概要.....	14
2.5 事業計画の策定時における環境配慮事項.....	15
2.5.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯.....	15
2.5.2 環境保全の配慮の内容.....	15
第3章 環境保全措置の実施状況.....	19
3.1 生態系.....	19
第4章 事後調査の項目、手法及び結果.....	22
4.1 生態系.....	22
4.1.1 事後調査.....	22
4.1.2 有識者ヒアリング.....	50
4.1.3 予測結果と事後調査結果の比較検討.....	55
4.1.4 環境保全措置の効果の程度及び効果の不確実性の程度.....	57

第1章 事後調査の目的と経緯

1.1 事後調査の目的

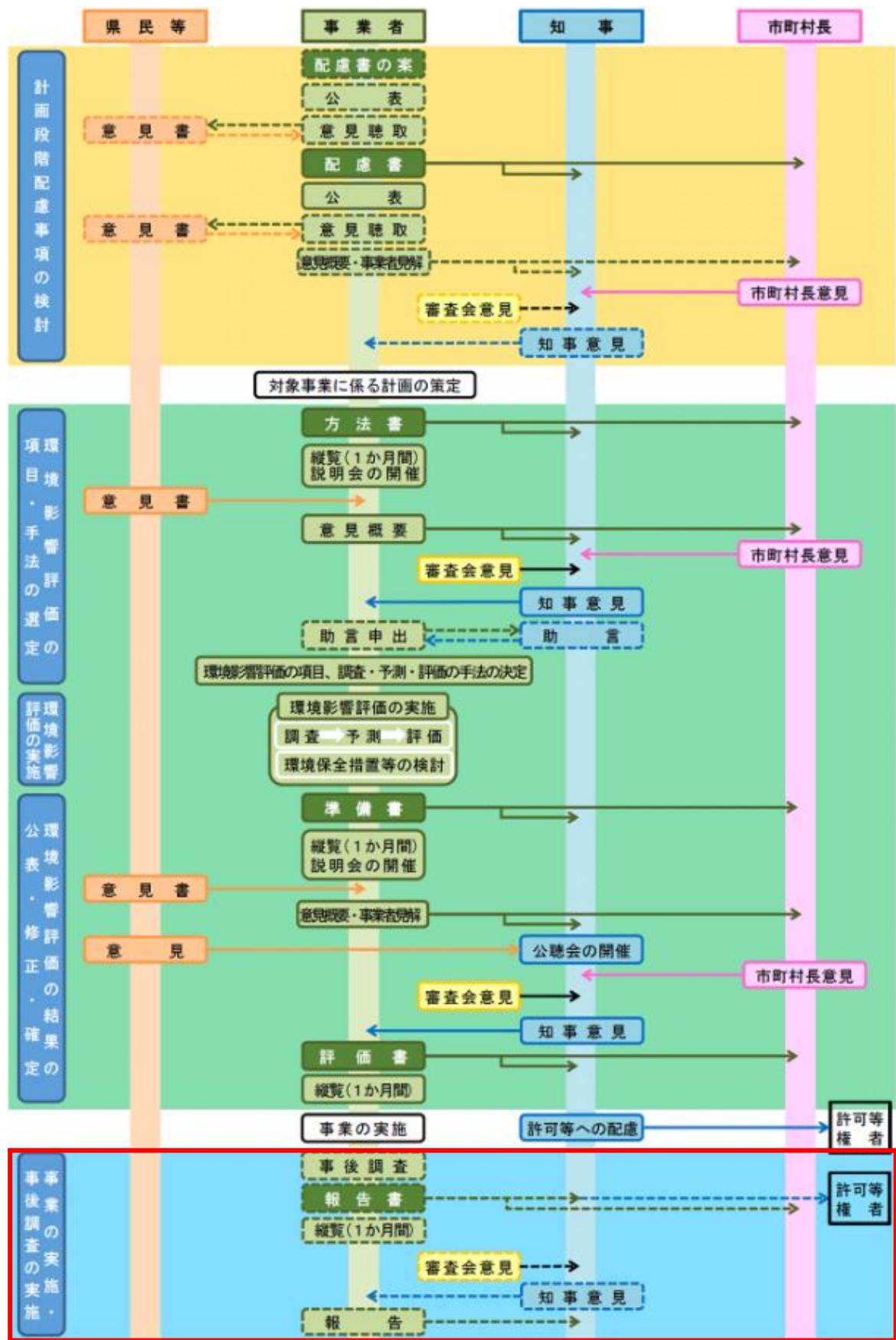
本図書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年 愛知県条例第 47 号）に基づき、令和 3 年 5 月に作成した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）の「第 13 章 事後調査計画」（以下「事後調査計画」という。）にある事後調査を実施し、その結果の中間報告を行うものである。

1.2 事後調査結果中間報告書作成までの経緯

「愛知県環境影響評価条例」に定める手続きの流れは図 1-1 に示すとおりである。現在は事業の実施・事後調査の実施に関する手続きの段階であり、これまでの経緯は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 事後調査結果中間報告書提出までの経緯

項目	年月日
計画段階環境配慮書手続	
縦覧期間	平成 30 年 6 月 6 日～7 月 5 日
環境影響評価審査会	平成 30 年 10 月 4 日、10 月 18 日、11 月 1 日
知事意見	平成 30 年 11 月 13 日
環境影響評価方法書手続	
縦覧期間	平成 31 年 2 月 12 日～3 月 12 日 (3 月 26 日 住民意見の提出期限)
環境影響評価審査会	平成 30 年 4 月 19 日、令和元年 6 月 19 日、7 月 1 日
知事意見	令和元年 7 月 5 日
環境影響評価準備書手続	
縦覧期間	令和 2 年 8 月 14 日～9 月 14 日 (9 月 28 日 住民意見の提出期限)
環境影響評価審査会	令和 2 年 11 月 4 日、12 月 7 日、令和 3 年 1 月 19 日、1 月 25 日
環境影響評価に関する公聴会	令和 2 年 11 月 14 日
知事意見	令和 3 年 1 月 29 日
環境影響評価書手続	
縦覧	令和 3 年 5 月 14 日～6 月 14 日
事後調査	
事後調査計画書の公表	令和 5 年 6 月



注)点線は、必要に応じて行われる手続です。

出典：「環境影響評価手続の流れ」（愛知県ホームページ）

図 1-1 環境影響評価の手続きの流れ

第2章 事業計画の概要

2.1 都市決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2.1.1 都市決定権者の名称

江南市

2.1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

名 称：尾張北部環境組合

代表者：管理者 澤田 和延

所在地：江南市赤童子町大堀 90 番地

2.2 都市計画対象事業の目的及び内容

2.2.1 都市計画対象事業の目的

2.2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受け、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上の全連続炉への集約化を目指しており、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）は、この「広域化計画」を踏まえ、平成21年6月に、新ごみ処理施設の建設を目的として「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、その後、平成28年7月には、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、広域化実施計画の改訂（以下「広域化実施計画（改訂版）」といふ。）を行い、令和7年度（平成37年度）の新ごみ処理施設稼働を目標とした。

このような状況を踏まえ、2市2町は、構成団体の意向を反映しながら、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」（以下「組合」という。）を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市2町では、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。しかし、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2-1に、位置は図2-1に示すとおりである。

表 2-1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却処理施設	処理能力	135 t / 日 (67.5 t / 日 × 2炉)	150 t / 日 (75 t / 日 × 2炉)
	処理方式	ストー式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)
処理大施設ごみ	処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和59年12月	昭和57年11月



図 2-1 既存施設の位置

2.2.2 都市計画対象事業の内容

2.2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：194 t /日

2.2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：江南市中般若町北浦地内（図 2-2 参照）



凡 例



都市計画対象事業実施区域



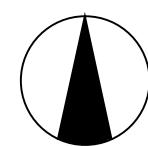
県境



市町境



N



1 : 15,000

0 150m 300m 600m

この地図は、各務原市発行「1:15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図 2-2 都市計画対象事業実施区域の位置

2.3 都市計画対象事業の諸元

2.3.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は表 2-2 に示すとおりである。

本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画である。

なお、本事業は、PFI 導入可能性調査や令和 2 年 3 月に組合が策定した「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（以下「基本設計」という。）での検討結果を踏まえ、可燃ごみ処理施設については DBO 方式（長期包括運営業務委託方式）※¹、粗大ごみ処理施設では DBM 方式※²とした。

表 2-2 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	194 t / 日 (97 t / 日 × 2 炉)
	処理方式	ストーク式焼却炉 + 灰の外部資源化
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、 し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	51.5m
	運転計画	24 時間連続運転
	エネルギー回収率	19%以上
粗大ごみ処理施設	処理能力	14 t / 日 (5 h)
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 10 年度

※1 DBO 方式（長期包括運営業務委託方式）は公設民営方式の一種で、組合が主体となり、公共資金を用いて、施設の設計・建設を行い、施設の所有権は組合が保持し、その下で運営・維持管理を民間の事業者（特別目的会社（SPC : Special purpose company）または維持管理を行う既存の民間の事業者）に別途発注し、長期間包括的に責任委託する方式である。本事業においては、施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括発注・契約することとしている。（契約者について、以下「民間事業者」という。）

※2 DBM 方式は公設民営方式の一種で、組合所有の下で新たに施設を整備し、運転は組合が行い、定期整備修繕等の維持管理を長期包括責任委託による一括発注・契約する方式である。

2.3.2 処理方式の選定

2.3.2.1 施設整備の基本方針

ごみ処理施設の整備に関する基本方針は「整備計画」に従い、以下のとおりとする。

①迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現

地域住民の不安を和らげるために、安全で安心なごみ処理施設の建設を実現する。

②3Rの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現

環境学習機能や情報発信機能の充実により、ごみの減量化並びに再資源化の実現のための啓発促進に寄与する施設とする。

③地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現

渋滞対策を含めた周辺の生活環境に対して十分な保全対策を実施し、住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築するとともに、環境学習機能や情報発信機能を充実するなどし、住民に開かれた施設とする。

④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現

単にごみを焼却処理し減容化するにとどまらず、積極的、効率的な余熱利用を行うことにより、サーキュラーサイクルを実現する。

⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築

ごみ処理後の残渣のリサイクル先の確保について十分な調査、検討を行い、ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムを構築する。

⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築

新ごみ処理施設の建設、運営にあたっては、公平性を基本とした運用と費用負担の方法を構築する。

⑦最終処分量を極力削減する施設の実現

ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築とあわせて、最終処分量を極力削減する施設の実現を目指す。

⑧経済性に優れた施設の実現と運営

建設費及び維持管理費を含めた、ライフサイクルコストでの経済性に優れた施設を目指す。

2.3.2.2 処理方式選定の経緯

処理方式の選定については、「広域化実施計画」において7つの処理方式を検討対象とし、そのうちの1つは「ストーカ式等（従来型）」としていた。その後、「整備計画」の策定にあたり平成22年7月に第1小ブロック会議が設置した「新ごみ処理施設整備検討委員会」において、従来型の方式のうち、近年の採用はストーカ式と流動床式の2方式が一般的であることを踏まえ、従来型はこの2方式を検討対象とし、以下の8つの処理方式に整理し直したうえで比較検討を行うこととした。

①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理

②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理

③ガス化溶融炉・シャフト式

④ガス化溶融炉・流動床式

⑤ガス化溶融炉・キルン式

⑥ガス化溶融炉・ガス化改質式

⑦炭化炉方式

⑧バイオガス化方式+ストーカ式等（従来型）+灰溶融又は灰の外部処理

平成 28 年 10 月の第 2 回検討委員会において、技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 4 つの処理方式に絞り込み、平成 29 年 2 月に「整備計画」を策定した。

さらに、平成 30 年 4 月に組合が設置した「ごみ処理方式検討委員会」において、プラントメーカーにヒアリング調査（平成 30 年 8 月依頼、9 月提出）を行ったところ、「①ストーカ式焼却炉+灰溶融」及び「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」については、提案がなかった（プラントメーカーにおいて当該事業における諸条件を勘案した結果、最も適切な処理方式とされなかつた）こと、新設が少ないとから選定の対象から除外することとした。

また、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部処理」の灰の外部処理については、基本方針において、「ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築」、「最終処分量を極力削減する施設の実現」が基本方針として定められていることに基づき、資源化業者へのアンケート調査により焼却灰等の全量資源化の長期的な受入れが可能であることが確認できたため、「灰の外部資源化」とすることとした。

これらの状況及び「ごみ処理方式検討委員会」において、ごみ処理の技術的には特定の処理方式に優位性はないと評価されたことを踏まえ処理方式は、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 3 方式から選定を行うものとして、平成 31 年 2 月の組合議会全員協議会にて公表した。

2.3.2.3 処理方式の選定の考え方

処理方式については、これまで 1 つの方式に選定して入札する方法が多く採られてきたが、競争性の向上と優れた事業者提案の採用という観点から複数の方式で入札を行い、選定自体を競争的に行うことが最適であると考えられる。

したがって、組合が行うごみ処理方式の選定にあたっては、基本方針を踏まえ、品質面、機能面、環境面、経済面及び地域性などの条件を整理し、工事発注のための要求水準を定め、上記 3 方式について総合的な評価を行うものとする。

2.3.3 処理方式の決定

事業者の選定にあたっては、公平性、透明性を確保する観点から、総合評価一般競争入札方式により実施し、学識経験者を含む 6 名の委員で構成される「尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」により価格及び非価格要素（性能、機能、技術等）の評価、得点化を行い、総合評価点が最も高い事業者を落札候補者として選定し、それを組合に提言した。

その結果、落札者となった事業者の提案した「①ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」を処理方式として決定した。

処理方式の処理フローは、図 2.3 に示すとおりである。

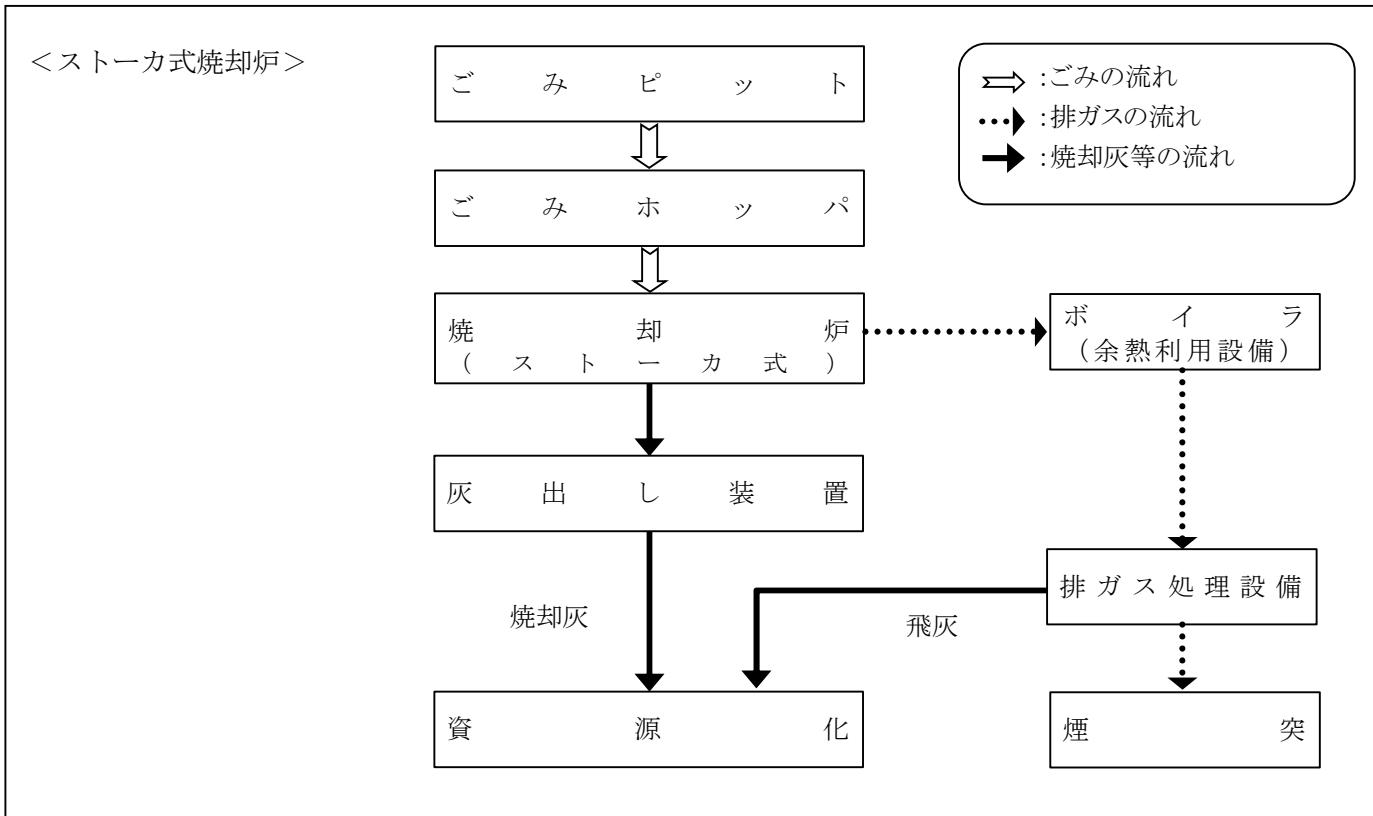


図 2-3 ストーカ式焼却炉の基本フロー

2.3.4 建設計画

計画施設の施設配置図は図 2-4 に、断面図は図 2-5 に、立面図は図 2-6 に示すとおりである。

「木曽川水系洪水浸水想定区域図」（平成 28 年 12 月 木曽川上流河川事務所）において事業実施区域は浸水想定区域に指定されており、浸水対策として、事業実施区域盤高さを T.P. 31 m 以上とするほか、防水扉や防水シャッター等を整備する計画である。

なお、本事業では事業方式を可燃ごみ処理施設については DB0 方式、粗大ごみ処理施設については DBM 方式としたことから、民間事業者に設計・建設を性能規定により一括発注することとなり、実際の施設の配置・構造、造成高さ等は事業者との契約締結後に確定することとなる。

したがって、計画施設の建設計画については、組合が令和 2 年 3 月に策定した計画施設に係る仕様条件や事業手法等を示す「基本設計」において設定したもの用いて環境影響の予測・評価を行った。



図 2-4 施設配置図

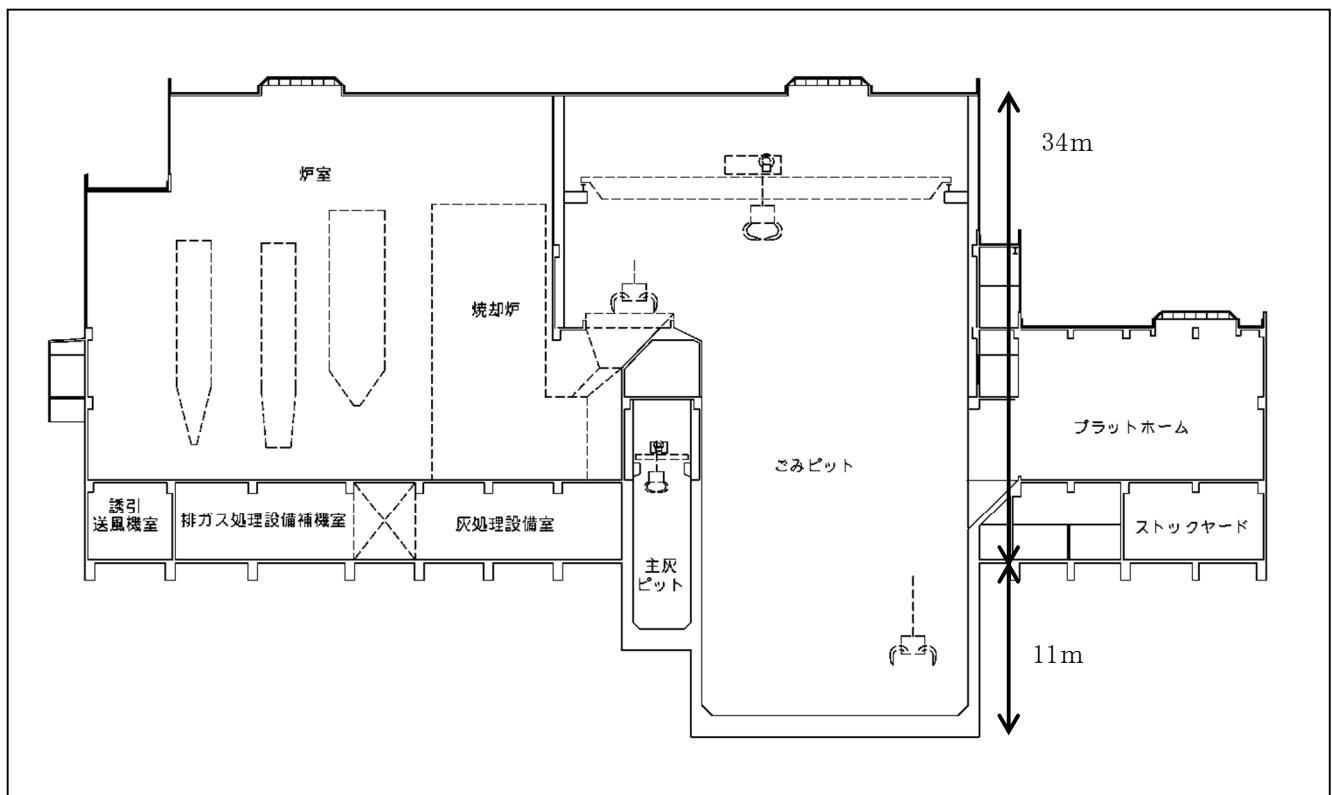
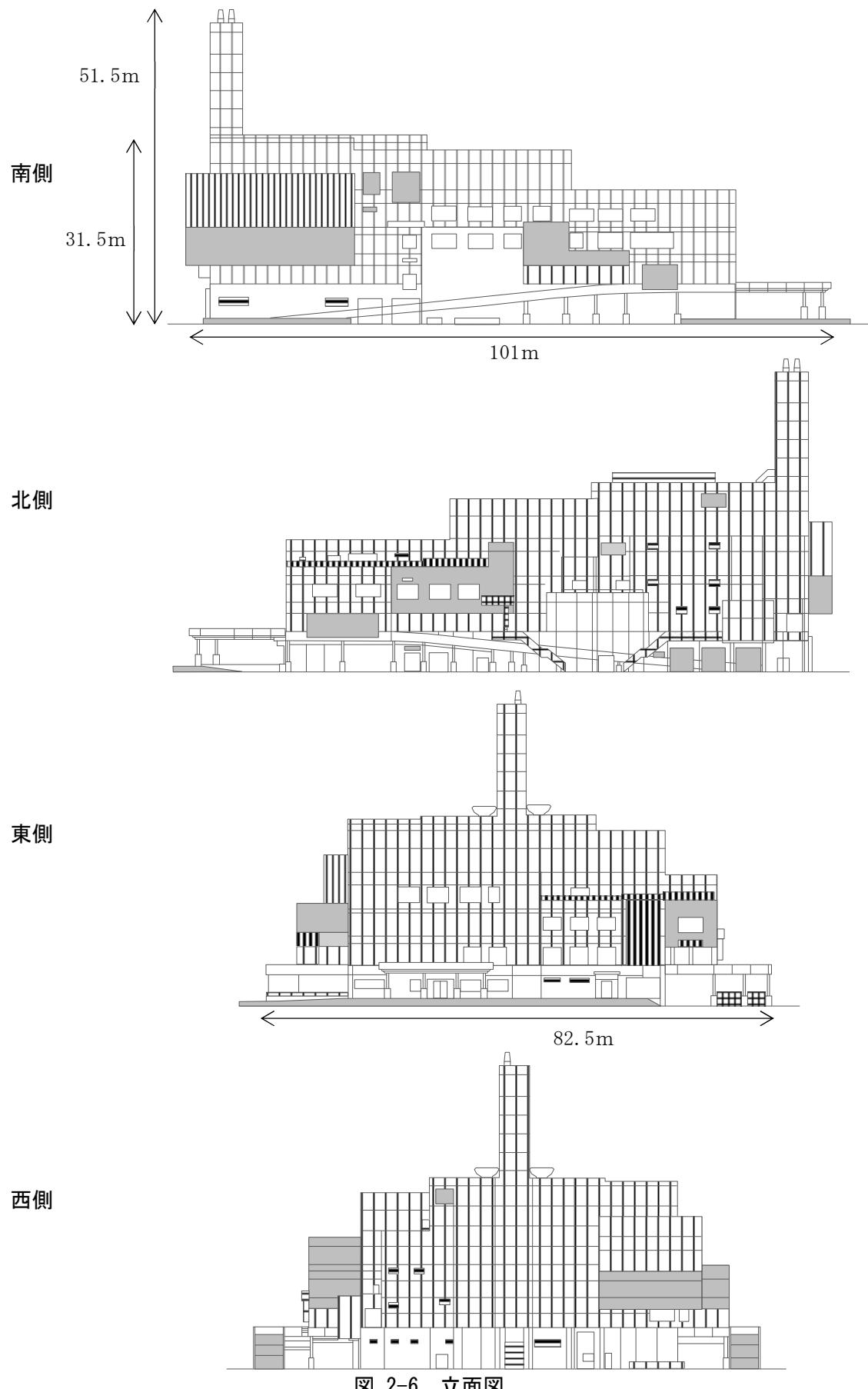


図 2-5 断面図



2.4 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

2.4.1 工事の概要

本事業における工事工程は、表 2-3 に示すとおりである。

本事業の工事着手は令和 5 年度を予定しており、その後約 5 年間に渡り工事を実施する予定である。主な工事の工種としては、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しており、供用開始は令和 10 年度を予定している。

なお、事業実施区域は現在主に樹林地となっており、既存のごみ処理施設等は存在しないことから、解体撤去工事は生じない。

工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池等の設置により濁水対策を実施した後に、供用時と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。

表 2-3 工事工程表（実績）

年度 項目	令和 5 年度 (1 年目)	令和 6 年度 (2 年目)	令和 7 年度 (3 年目)	令和 8 年度 (4 年目)	令和 9 年度 (5 年目)	令和 10 年度 (6 年目)
建設工事 (造成工事含む)		→	→	→		
試運転					→	
供用						→

注) → 実績
→ 今後の予定

2.5 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.5.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両等の対策、建設機械の対策、排水対策、土壤汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.5.2 環境保全の配慮の内容

事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響を低減するための事業計画の策定時における環境配慮事項は、表 2-4(1)～(4)に示すとおりであり、予測・評価の前提条件としている。

表 2-4(1) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none">・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。・建設機械は、排出ガス対策型の建設機械を使用することを基本とする。・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図るとともに、定期的な調査を実施して、適正に管理する。・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生を防止する。・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。・廃棄物運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。

表 2-4(2) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とする。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・著しい騒音が発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音の伝搬を防止する。 ・低周波音の伝搬を防止するために、設備機器類は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
振動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低振動型の建設機械を使用する。
悪臭	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。 ・振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、振動の伝搬を防止する。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・廃棄物の保管場所、設備機器類は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。 ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・全炉停止時のごみピット悪臭対策として、活性炭吸着方式の脱臭設備を設置し、悪臭防止に努める。

表 2-4(3) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 ($\text{pH}=5.8 \sim 8.6$、$\text{SS}=200\text{mg/L}$ ('水質汚濁防止法'に基づく特定事業場に係る施設排水の排水基準に相当)) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。
地盤・土壤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手前の土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査で土壤汚染が判明した場合は、掘削除去等適切に対応する。 盛土を行う場合には、必要に応じて地盤改良等の対策を行う。 盛土を行う場合には、適切な品質が確保できる良質な盛土材を利用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ごみピットは、ごみ汚水が土壤中へ浸透・流出しない構造とする。
地下水の状況及び地下水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 掘削にあたり、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する止水壁工法を採用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。 ごみピットは、ごみ汚水が土壤中へ浸透・流出しない構造とする。
日照阻害	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 日影規制を満足し、周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。
動物 植物 生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械は、低騒音型の建設機械を使用することを基本とし、低振動型の建設機械についても可能な限り使用する。 雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値 ($\text{pH}=5.8 \sim 8.6$、$\text{SS}=200\text{mg/L}$) 内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界の周辺には緩衝緑地帯を設ける。 周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。

表 2-4(4) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
景観	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。
人と自然とのふれあいの活動の場	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。
廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。 工事に伴う発生土は可能な限り再利用を図り、残土の発生を抑制する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた再資源化方法を検討し、最終的な処分量の低減に努める。
温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する。 資材等運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。 廃棄物運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 環境保全措置の実施状況

評価書に記載した環境保全措置の内容及び本工事において実施した環境保全措置の内容は、以下のとおりである。

3.1 生態系

環境保全措置の内容は表 3-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 3-1(1) 環境保全措置の内容（生態系）

項目	番号	評価書の記載内容	環境保全対策の実施内容	実施状況
生態系	①	建設機械の作業待機におけるアイドリングストップを徹底する。	新規入場者に対し、アイドリングストップを徹底するよう指導した。 また、工事現場にアイドリングストップに関するポスターを掲示し、周知した。	 掲示ポスター
	②	工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。	工事関係者が出席する定例会にて、事後調査結果の報告を行い、環境への配慮事項について講習・指導を行った。	 定例会の実施状況
	③	コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。	pH の基準値を超える恐れのある排水に関しては、pH を測定し、必要に応じ自主的に設定する基準値 (pH=5.8 ~8.6、SS=200 mg/L) 内になることを確認した上で排水路に放流する計画とした。 【令和7年10月時点未実施（今後実施予定）】	 (参考例) 濁水処理装置

表 3-1(2) 環境保全措置の内容（生態系）

項目	番号	評価書の記載内容	環境保全対策の実施内容	実施状況
生態系 掘削・盛土等の土工	④	台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。	台風・竜巻等の暴風雨警報が発せられた場合は、作業の中止・中止・その他の判断を適切に行つた。 強風時（10分間の平均風速が10m/sを超える場合）はクレーン作業等を中止した。	◇保守・保安事項 (1) 工事者手前に安全関係書類を元請へ提出する。元請は、下請負商を発注者へ提出する。 (2) 機械・器械類は、持込み時に担当職員の検査を受け、検査済証を取付てから使用する。 (3) 新規入場者は全員、新規入場者教育を担当職員（安全監査）によって行う。 (4) クレーンの災害防止に対する注意を特に注意を払う。 ① 作業半径内への立ち入り禁止措置 ② 合図の徹底 ③ 始業点検の励行 ④ 手掛ワイヤーなどの工具具類の点検 ⑤ 強風時の中止（10分間の平均風速が10m/sを超える場合） （5）荷取り運搬の上に最大積載荷重の制限を超えた集中的な置き方をさせないとと共に、荷崩れによる飛来落下防止に努める。 (6) 足場上で作業を行うときは、足場の状況、強度の確認後で使用する。 (7) 資格が必要な作業には、必要に応じた有資格者職員等を配置する。 (8) 高所作業の場合、墜落防止用器具を着用し、必要に応じて使用する。 (9) 濁水対策等の養生設置、台風・電雷等の暴風雨警報が発せられた場合は、抵抗管理者が作業の中止・中止・その他の判断を行ひ全員職員へ指示を行ひ、避難等適切な指揮を行つう。 元請職員は、此次災害が発生しない状況を確認し、避難等適切な指揮を行つう。 (10) 工事に関することで、近住民等より苦情・意見があった場合は、施工の一時中止を含めた丁寧な対応をとり、直ちに担当職員に報告し指揮に従う。 施工計画書（抜粋）
	⑤	必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。	粉じん等の飛散、土砂の流出防止のために、場内仮置き土は、シートによる養生を実施した。	 シートによる養生の実施状況
	⑥	堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。	調整池の定期観察を実施し、堆砂の除去の必要が生じた場合は、都度除去し維持管理を行つた。	 定期観察の実施状況
	⑦	改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分について極力保全を図るよう配慮する。	樹林の一部を残存緑地として残すなど、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮した。	 緑化計画図
	⑧	ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等（漁協や河川管理者（国土交通省）、営巣候補地の地権者等）との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施する。	ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるよう河畔林伐採範囲への配慮や静穏な環境の維持等について河川管理者（国土交通省）や、河川敷利用者との協議調整を実施した。 また、営巣候補地の地権者等との調整を行い、下層植生の除去や不法投棄されたごみの撤去等の環境整備を実施した。	 環境整備の実施状況

表 3-1(3) 環境保全措置の内容（生態系）

項目	番号	評価書の記載内容	環境保全対策の実施内容	実施状況																																																								
生態系 掘削・盛土等の土工	⑨	ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、漁協や河川管理者（国土交通省）、組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促す、学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。	ホンドキツネの生息環境保全に繋がるよう、河川管理者（国土交通省）や組合及び構成市町に河川敷の適正利用に関するチラシを配布し、利用者に注意喚起を促した。 また、「江南丹羽環境管理組合 環境美化センター」に施設見学に訪れた小学生に対して、環境保全措置の取組内容について説明した。	 <p>注意喚起チラシ</p> <p>工事をするにあたって 工事期間中は、周辺道路を工事の関係車両が通行することになりますが、安全な施工をしっかり実施していきます。 また、周辺に生息する動物に対しても十分に配りよして工事をしています。</p> <p>小学生に対する環境保全措置の取組内容紹介資料（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1024 1021 1429 1268"> <caption>業務工程</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> <th>令和6年度 (2024年度)</th> <th>令和7年度 (2025年度)</th> <th>令和8年度 (2026年度)</th> <th>令和9年度 (2027年度)</th> <th>令和10年度 (2028年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設詳細設計</td> <td>令和5年初着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備工事 (伐採)</td> <td>令和5年6月着手 文化財保護法に基づく試掘調査（江南市）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地造成工事</td> <td>令和6年初着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木建築工事</td> <td>令和6年12月着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラント工事</td> <td></td> <td>令和7年12月着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試運転</td> <td></td> <td></td> <td>令和9年11月</td> <td>令和10年4月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和10年4月</td> <td>開業開始</td> </tr> </tbody> </table>  <p>設置した仮囲いの状況</p>  <p>一部外した仮囲いの状況</p>	項目	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	施設詳細設計	令和5年初着手						準備工事 (伐採)	令和5年6月着手 文化財保護法に基づく試掘調査（江南市）						土地造成工事	令和6年初着手						土木建築工事	令和6年12月着手						プラント工事		令和7年12月着手					試運転			令和9年11月	令和10年4月			運営期間					令和10年4月	開業開始
項目	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)																																																						
施設詳細設計	令和5年初着手																																																											
準備工事 (伐採)	令和5年6月着手 文化財保護法に基づく試掘調査（江南市）																																																											
土地造成工事	令和6年初着手																																																											
土木建築工事	令和6年12月着手																																																											
プラント工事		令和7年12月着手																																																										
試運転			令和9年11月	令和10年4月																																																								
運営期間					令和10年4月	開業開始																																																						
⑩	工事着手時期はホンドキツネの繁殖等へ影響を及ぼさない時期となるよう配慮する。	工事着手時期は、ホンドキツネの繁殖時期である12月～8月を避けた、9月からとした。																																																										
⑪	事業実施区域内の北東側は、まとまった緑地として現況を維持し、実行可能な範囲内で、下層植生の管理等を行うほか、工事関係者は原則として立ち入らないよう仮囲いを設置した。 また、ホンドキツネが残存緑地に入りできるよう、仮囲いを一部外したほか、生息環境として利用できるよう下層植生の除去等の整備を実施した。 なお、供用後も残存緑地を継続的に維持管理する計画とした。	事業実施区域内の北東側は、まとまった緑地として現況を維持し、下層植生の管理等を行ったほか、工事関係者は原則として立ち入らないよう仮囲いを設置した。 また、ホンドキツネが残存緑地に入りできるよう、仮囲いを一部外したほか、生息環境として利用できるよう下層植生の除去等の整備を実施した。 なお、供用後も残存緑地を継続的に維持管理する計画とした。																																																										

第4章 事後調査の項目、手法及び結果

評価書に記載した事後調査の項目、手法及び結果並びに調査の結果と予測の結果の比較検討は、以下のとおりである。

4.1 生態系

4.1.1 事後調査

4.1.1.1 事後調査の項目等

評価書において記載した事後調査計画は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 事後調査計画

調査項目	調査方法	調査地点	調査回数
動物 ホンドキツネ の行動圏の変化 及び生息地 の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域及びその周辺。 自動撮影法は事業実施区域内の緑地等及び、環境影響調査において事業実施区域周辺に設置した自動撮影カメラの位置を基本として設置するが、行動圏の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。	12月～8月 (現地踏査については、月1回程度)

4.1.1.2 事後調査範囲及び地点

調査地点は、事業実施区域及びその周辺の緑地等や環境影響調査において事業実施区域に設置した場所を基本としたが、工事の実施状況やホンドキツネの行動圏の変化に応じて適宜見直しを図った。

一般的に、ホンドキツネの行動範囲は $2 \sim 8 \text{ km}^2$ といわれており、事業実施区域周辺の植生図及びホンドギツネの想定行動範囲は図 4-1 に、調査地点は図 4-2(1)～(3) に示すとおりである。また、事業実施区域周辺の航空写真は図 4-3 に示すとおりである。

4.1.1.3 事後調査方法

各調査項目の調査方法は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 調査方法

調査項目	調査方法	詳細説明	図
痕跡	任意観察法	調査地域を任意に踏査し、個体の直接観察の他、鳴き声、死体、足跡、糞、食痕、巣穴など生息の根拠となるフィールドサインの確認・記録を行い、生息種を把握した。	
行動範囲	自動撮影法	調査期間中、自動撮影カメラによる撮影（所定の範囲内に野生動物が通過すると、赤外線センサーが検知し、シャッターとフラッシュが作動する仕組みとなっている）を行った。データは月に1度回収を行った。	

4.1.1.4 事後調査期間

調査期間は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 調査期間

調査項目			調査期間
状況確認 (工事開始前)	ホンドキツネの行動圏の把握 1	任意観察法	令和3年6月24日(木)、25日(金) 令和3年7月27日(火)、28日(水) 令和3年8月31日(火) 令和3年9月1日(水)、29日(水)、30日(木) 令和3年10月26日(火)、27日(水) 令和3年11月23日(火)、24日(水)
			令和3年6月24日(木)～令和3年11月24日(水)
	ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握 1	任意観察法	令和3年12月24日(金) 令和4年1月24日(月)、25日(火) 令和4年2月18日(金) 令和4年3月24日(木)、25日(金) 令和4年4月17日(日) 令和4年5月29日(日) 令和4年6月25日(土) 令和4年7月13日(水) 令和4年8月13日(土) 令和4年9月21日(水)
			令和3年11月25日(木)～令和4年8月31日(水)
	ホンドキツネの行動圏の把握 2	任意観察法	令和4年12月28日(水)、29日(木) 令和5年1月25日(水) 令和5年2月17日(金)、18日(土) 令和5年3月17日(金)、18日(土) 令和5年4月10日(月)、11日(火) 令和5年5月22日(月)、23日(火) 令和5年6月21日(水)、22日(木) 令和5年7月28日(金)、29日(土) 令和5年8月29日(火)、30日(水)
			令和4年12月29日(木)～令和5年8月31日(木)
事後調査 (工事開始後)	ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握 2	任意観察法	令和5年9月19日(火)、20日(水) 令和5年10月31日(火)、11月1日(水) 令和5年12月12日(火)、13日(水) 令和6年1月30日(火)、31日(水) 令和6年2月29日(木) 令和6年3月1日(金) 令和6年4月2日(火)、3日(水)、4日(木) 令和6年4月23日(火)、24日(水) 令和6年5月22日(水)、23日(木) 令和6年6月20日(木)、21日(金) 令和6年7月24日(水)、25日(木) 令和6年8月20日(火)、21日(水) 令和6年10月3日(木)、4日(金) 令和6年10月31日(木)、11月1日(金) 令和6年11月28日(木)、29日(金) 令和6年12月24日(火)、25日(水) 令和7年1月28日(火)、29日(水) 令和7年2月26日(水)、27日(木) 令和7年3月25日(火)、26日(水) 令和7年4月21日(月)、22日(火) 令和7年6月4日(水)、5日(木) 令和7年7月3日(水)、4日(木) 令和7年8月19日(火)、20日(水) 令和7年9月19日(金)、20日(土)
			自動撮影法 令和5年9月1日(金)～令和7年9月19日(金)

注) 令和3年6月24日(木)～令和4年8月31日(水)及び令和4年12月29日(木)～令和5年8月31日(木)の期間については、工事開始前ににおけるホンドキツネの生息状況等を確認すること目的とした調査を実施した。

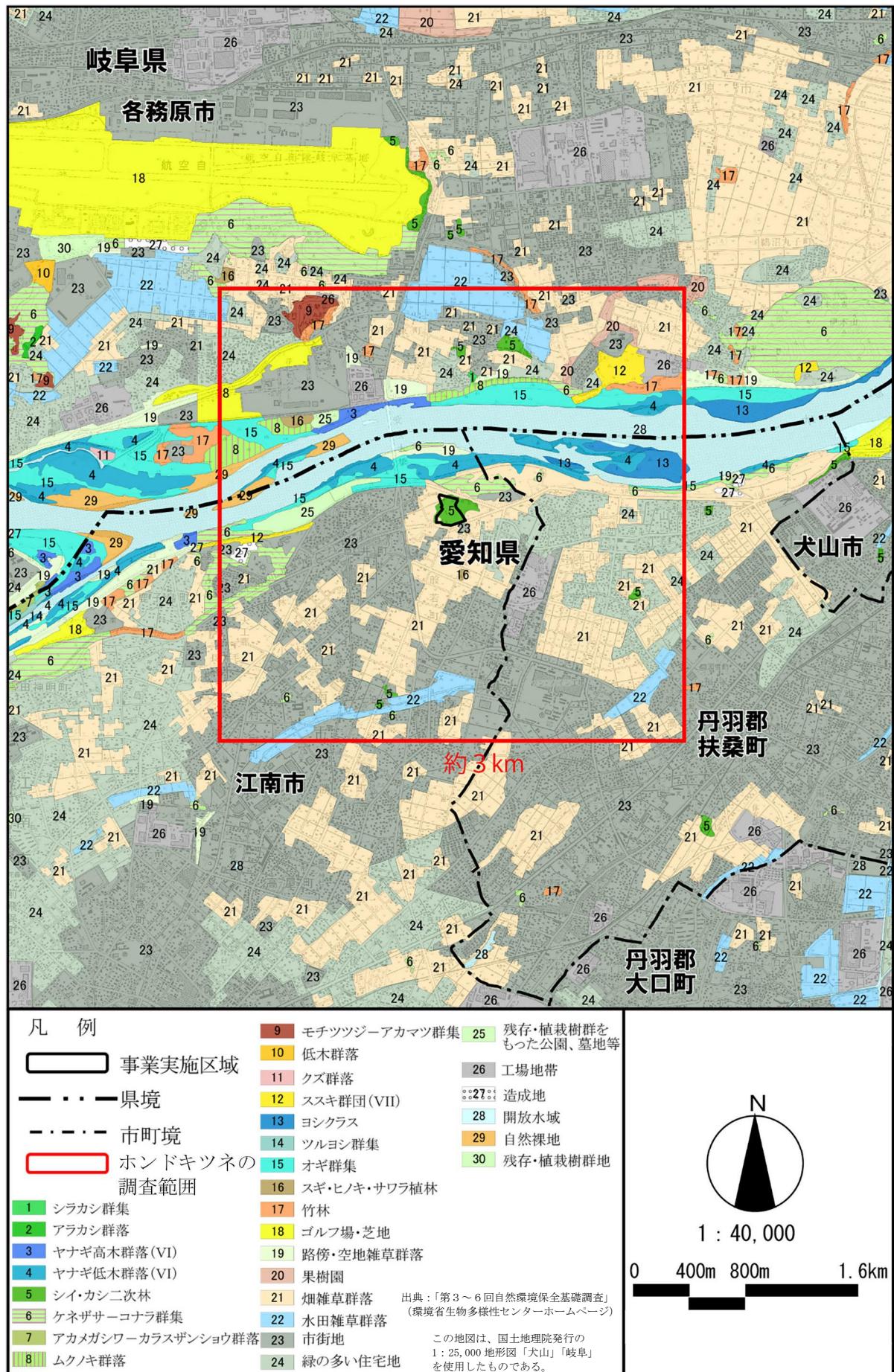
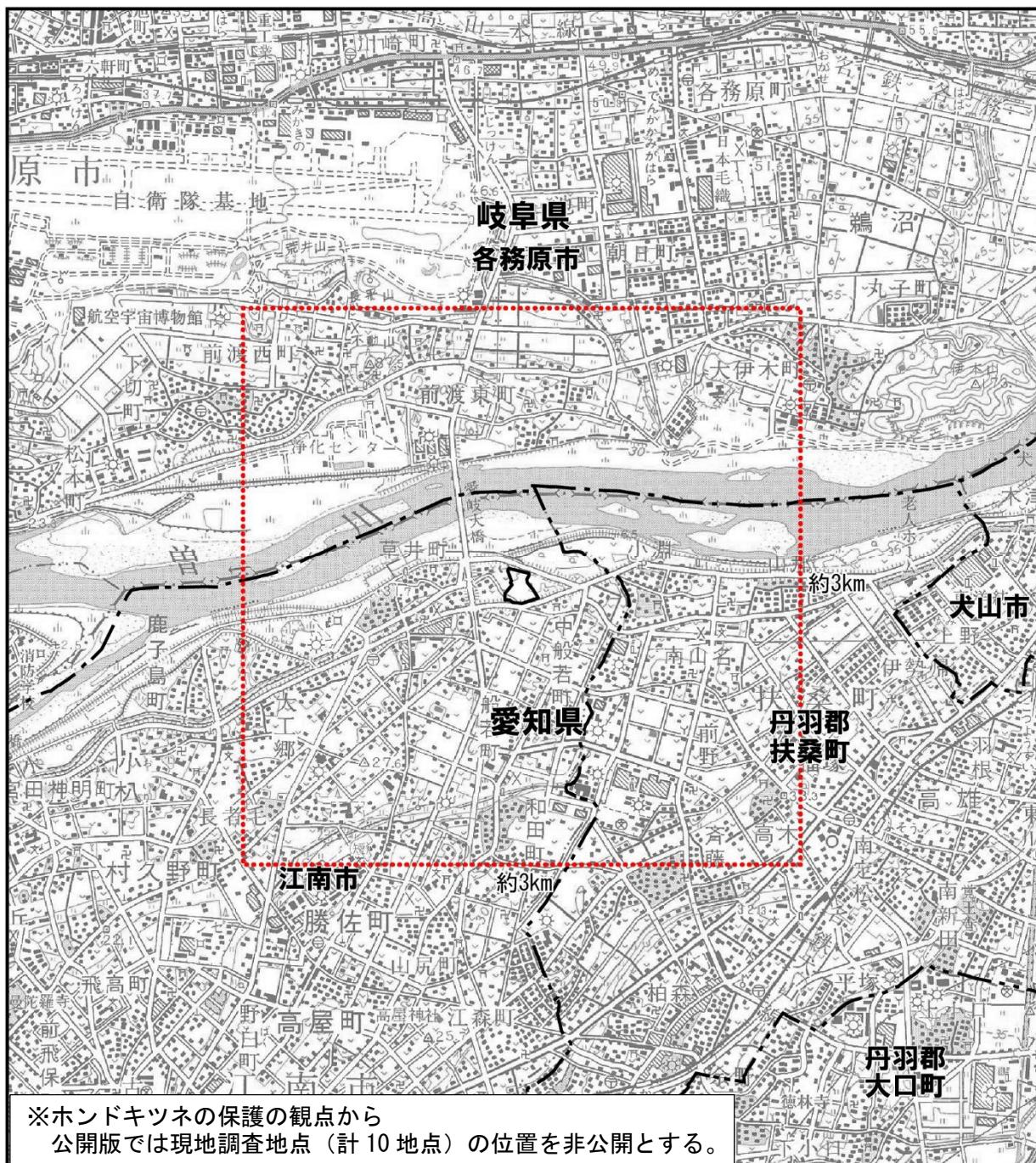
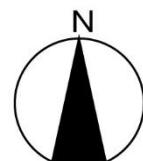


図 4-1 事業実施区域周辺の植生図及びホンドキツネの想定行動範囲



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 現地調査地点
- ホンドキツネの調査範囲

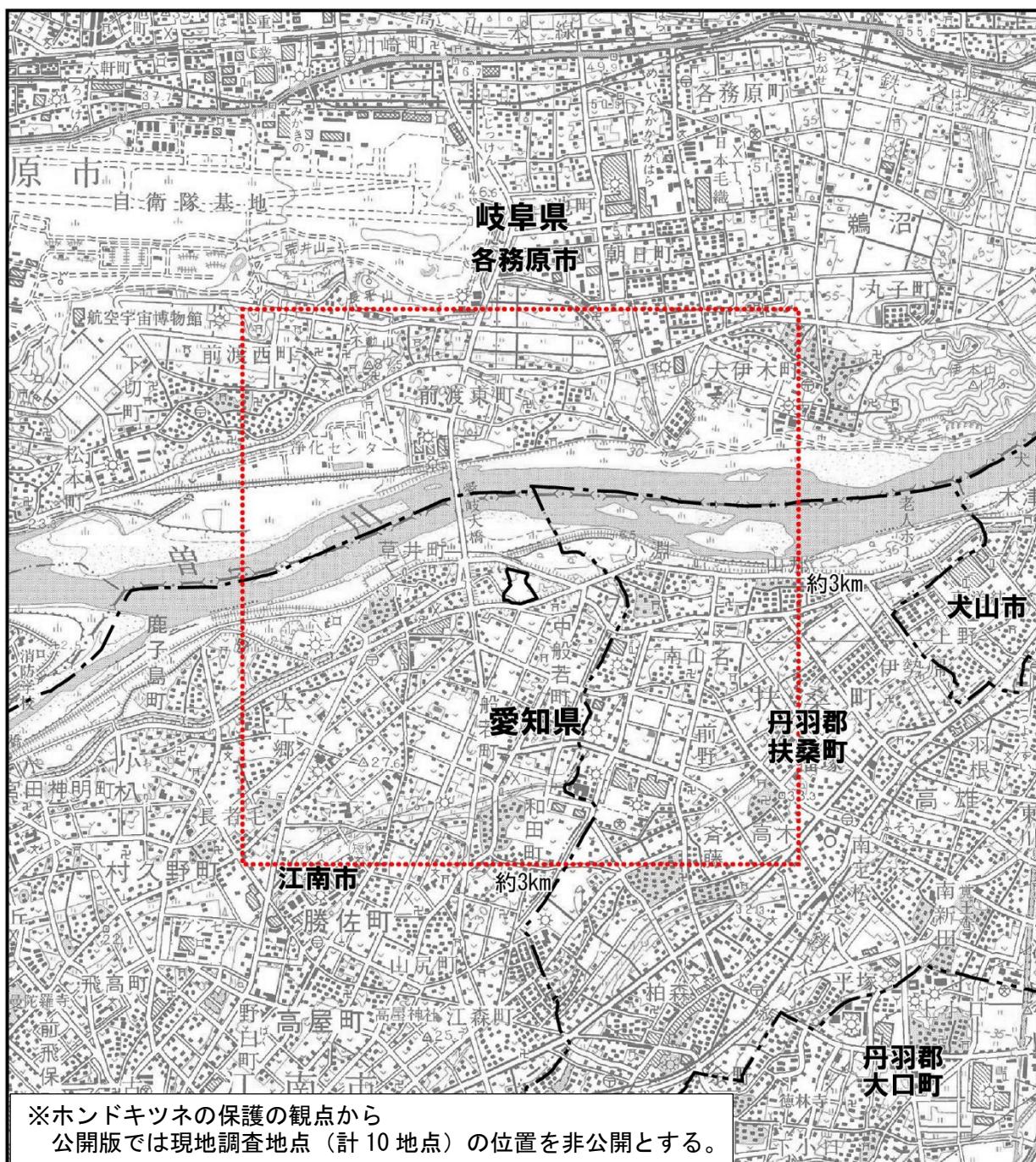


1 : 40,000

0 400m 800m 1.6km

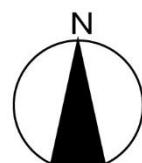
この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 4-2(1) 調査地点（令和3年6月～令和5年10月）



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 現地調査地点
- ホンドキツネの調査範囲

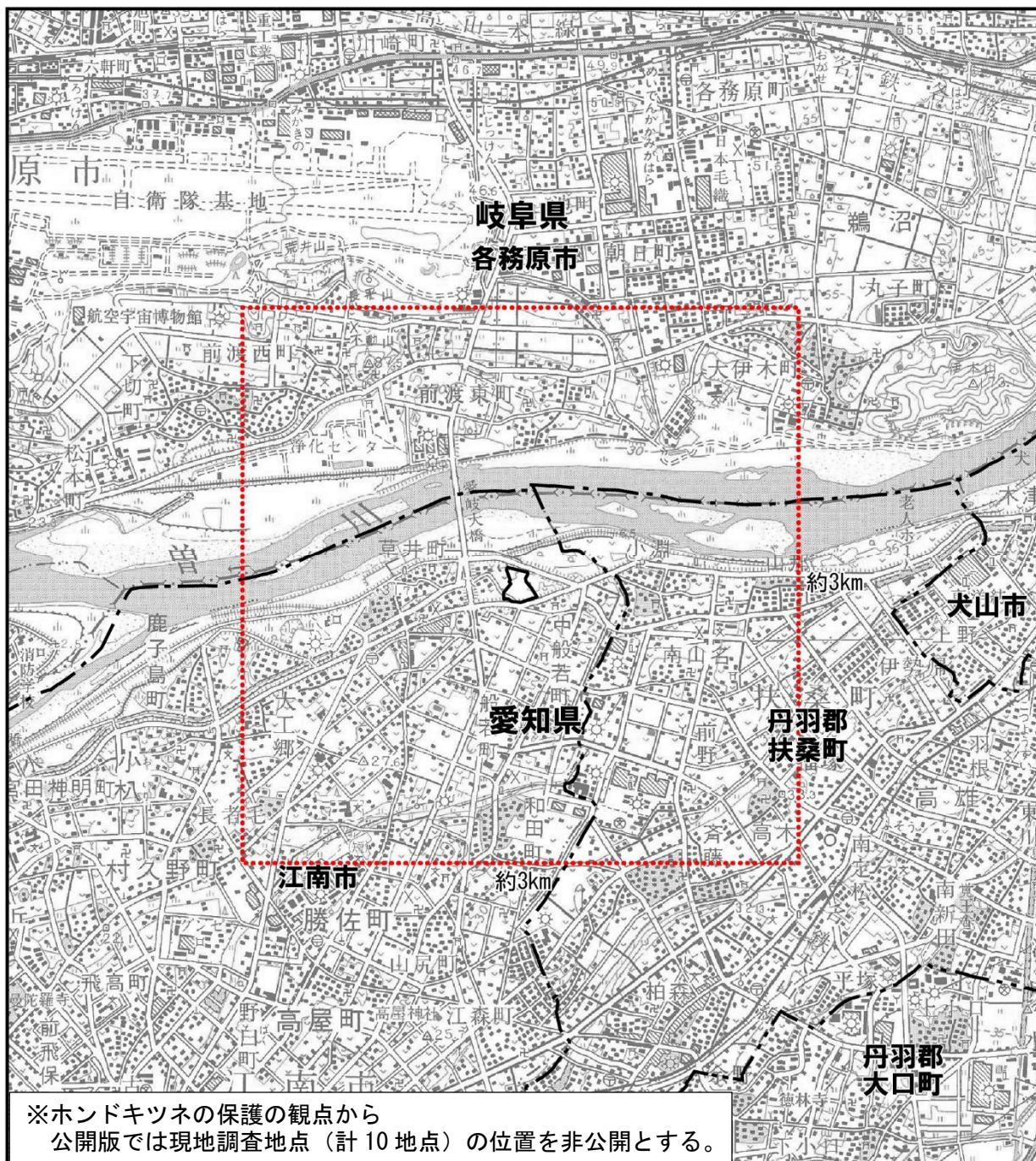


1 : 40,000

0 400m 800m 1.6km

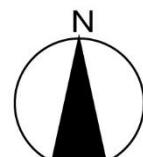
この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 4-2(2) 調査地点（令和5年11月～令和6年1月）



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- ◆ 現地調査地点
- ホンドキツネの調査範囲



1 : 40,000

0 400m 800m 1.6km

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 4-2(3) 調査地点（令和6年1月～令和7年9月）

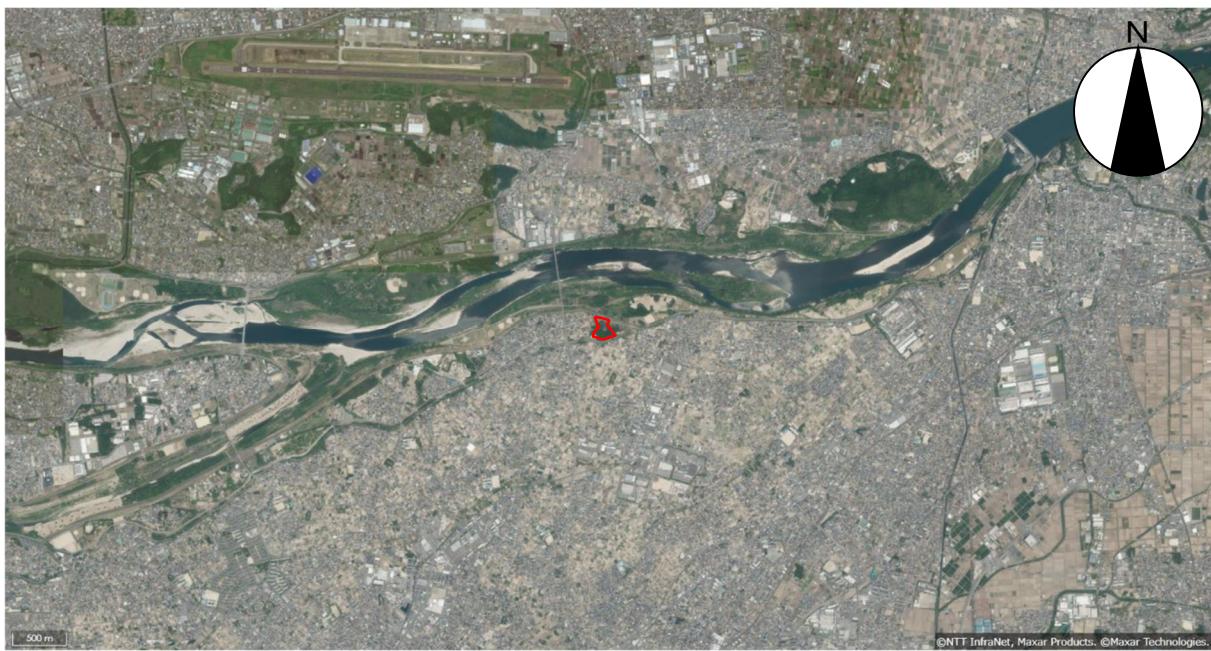


図 4-3 事業実施区域周辺の航空写真(参考)

4.1.1.5 事後調査結果

① 任意観察法

令和7年2月に

ホンドキツネの「巣穴」が確認された。

任意観察法による「巣穴」の確認状況は表 4-4 に、「巣穴」の確認位置は図 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 「巣穴」の確認状況

調査日	確認状況	状況写真
令和7年2月 26日 (水)	<p>ホンドキツネの「巣穴」が確認された。「巣穴」の直径は約30cmであり、4カ所横並びに掘られていた。</p> <p>なお、周囲に足跡が多数確認されていること等から、令和6年12月以降の2繁殖期目に利用されていることが推察された。</p>	
令和7年3月 25日 (火)	「巣穴」入口が若干拡大されており、周辺に獣道も確認されたことから、継続して利用されていることが推察された。	
令和7年4月 21日 (月)	「巣穴」の入口が拡大されており、周辺に獣道も確認されたことから、継続して利用されていることが推察された。	
令和7年6月 4日 (水)	クズ等の草本に被覆され「巣穴」を観認することができなかった。	

※ホンドキツネの保護の観点から
公開版では「巣穴」の確認位置を非公開とする。

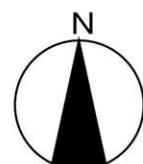
※ホンドキツネの保護の観点から
公開版では「巣穴」の確認位置を非公開とする。

凡 例

事業実施区域

◆ 現地調査地点

★ 巣穴



1 : 2,500

0 25 50 100 m

図 4-4 「巣穴」の確認位置

② 自動撮影法

自動撮影法によるホンドキツネの確認回数は表 4-5(1)～(4)に、自動撮影法による調査日数は表 4-6(1)～(4)に、ホンドキツネの 1 日あたりの確認回数は表 4-7(1)、(2)に、ホンドキツネ、ホンドタヌキ及びアライグマの 1 日あたりの確認回数は図 4-5～図 4-14 に、確認状況は図 4-15(1)～(3)に示すとおりである。

表 4-5(1) ホンドキツネの確認回数（ホンドキツネの行動圏の把握 1）

単位：回

調査期間\地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
令和3年	6月	42	0	0	11	0	0	0	3
	7月	116	7	1	13	0	2	0	0
	8月	52	11	1	19	0	1	1	0
	9月	82	19	0	14	0	7	3	4
	10月	98	13	0	14	0	19	1	2
	11月	31	9	0	15	0	4	0	5
合計		421	59	2	86	0	33	5	20

表 4-5(2) ホンドキツネの確認回数（ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握 1）

単位：回

調査期間\地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和3年	11月	10	0	2	9	0	6	2	11	8
	12月	46	28	15	34	9	13	4	11	14
令和4年	1月	49	38	5	29	4	15	9	15	20
	2月	78	14	4	19	0	6	3	8	14
	3月	158	0	0	2	0	0	1	4	0
	4月	169	21	5	13	8	12	3	13	20
	5月	348	19	0	15	13	22	1	5	13
	6月	269	6	0	13	4	9	3	2	3
	7月	110	12	0	11	3	6	0	12	32
	8月	45	24	0	9	18	17	1	3	20
合計		1,282	162	31	154	59	106	27	84	144
										13

表 4-5(3) ホンドキツネの確認回数（ホンドキツネの行動圏の把握 2）

単位：回

調査期間\地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和5年	12月	5	5	3	4	0	5	0	9	6
	1月	53	38	7	44	10	18	2	20	26
	2月	24	21	1	20	4	11	0	1	10
	3月	35	27	3	14	0	9	2	9	14
	4月	290	26	2	2	0	13	1	7	14
	5月	258	17	3	7	2	10	0	2	8
	6月	190	11	1	3	2	8	0	0	5
	7月	200	16	0	17	0	8	0	2	9
合計		1,115	174	20	125	23	88	7	55	96
										75

表 4-5(4) ホンドキツネの確認回数（ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握 2）

単位：回

地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
調査期間											
令和5年	9月	0	10	0	7	7	7	2	0	3	3
	10月	3	3	0	6	8	8	1	3	1	5
	11月	28	5	4	13	9	9	4	7	0	9
	12月	3	1	0	28	20	1	2	18	5	3
令和6年	1月	0	0	1	17	16	2 ^{注1)}	1 ^{注2)}	17	0	0
	2月	5	17	14	28	13	0 ^{注1)}	0 ^{注2)}	8	9	2
	3月	3	3	9	21	11	29	1	0	6	21
	4月	8	2 ^{注3)}	7	24	15	13	1	10	2	12
	5月	45	2	13	7	1	6	0	0	7	7
	6月	19	0	5	7	1	5	0	0	0	6
	7月	17	0	7	2 ^{注4)}	2	1	0	1	0	2
	8月	2	0	4	1 ^{注4)}	2	2	0	0	1	2
	9月	29	0	1	0 ^{注4)}	0	2	0	1	0	1
	10月	18	0	2	29	5	8	0	2	0	1
	11月	35	1	5	32	12	3	0	9	2	2
	12月	27	4	17	28	4	5	0	11	0	3
令和7年	1月	36	11	25	43	9	1	0	1	3	10
	2月	17	18	33	62	5	0	1	2	0	13
	3月	12	32	33	63	5	4	2	4	3	13
	4月	37	17	37	53	3	2	1	11	2	15
	5月	23	15	15	36	1	1	2	1	0	0
	6月	28	20	7	11	1	0	1	0	2	0
	7月	1	4	7	2	6	3	0	0	0	4
	8月	2	10	0	2	10	0	0	3	1	0
	9月	8	6	0	0	4	0	0	0	0	0 ^{注5)}
合計		406	181	246	522	170	112	19	109	56	141

注1) 自動撮影カメラの画角のずれにより、令和6年1月31日から2月29日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

注2) 自動撮影カメラの不具合により、令和6年1月31日から2月29日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

注3) SDカードの不具合により、令和6年4月4日から4月23日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

注4) 自動撮影カメラ周辺の草木の伸長により、令和6年6月20日から10月4日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

注5) 自動撮影カメラの画角のずれにより、令和7年9月9日から9月18日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

表 4-6(1) 自動撮影法による調査日数（ホンドキツネの行動圏の把握 1）

単位：日

地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9
調査期間										
令和3年	6月	7	7	2 ^{注1)}	7	7	7	7	7	1 ^{注2)}
	7月	31	31	4 ^{注1)}	31	31	31	31	6 ^{注3, 7)}	1 ^{注2, 4)}
	8月	31	31	8 ^{注5)}	31	31	31	13 ^{注6)}	0 ^{注7)}	0 ^{注4)}
	9月	30	30	6 ^{注8)}	30	30	30	30	6 ^{注8)}	3 ^{注9)}
	10月	31	31	31	31	31	31	31	6 ^{注10)}	10 ^{注11)}
	11月	24	24	24	24	24	24	24	24	24
合計		154	154	75	154	154	154	136	49	39

注1) 自動撮影カメラ周辺の草木刈り払いのため、令和3年6月26日から7月27日まで測定不能

注2) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年6月25日から7月28日まで欠測

注3) 自動撮影カメラの不具合により、令和3年7月5日から7月28日まで欠測

注4) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年7月30日から8月31日まで欠測

注5) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年8月9日から8月31日まで欠測

注6) 浸水のため、令和3年8月14日から8月31日まで欠測

注7) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年7月30日から8月31日まで欠測

注8) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年9月7日から9月30日まで欠測

注9) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年9月4日から9月30日まで欠測

注10) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年10月3日から10月27日まで欠測

注11) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和3年10月7日から10月27日まで欠測

表 4-6(2) 自動撮影法による調査日数（ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握 1）

単位：日

地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
調査期間											
令和3年	11月	6	6	6	6	6	6	6	6	6	-注1)
	12月	31	31	31	31	31	31	31	31	31	7 注1)
令和4年	1月	31	31	25 注2)	31	31	31	31	31	31	6 注3)
	2月	28	18 注4)	28	28	28	28	18 注5)	28	28	28
	3月	31	0 注4)	31	31	31	31	6 注5)	31	31	18 注6,8)
	4月	30	14 注4)	22 注7)	30	30	30	30	30	30	8 注8,9)
	5月	31	31	0 注7)	31	31	31	11 注10)	2 注11)	31	0 注9)
	6月	30	30	30	30	30	30	30	30	30	8 注12)
	7月	31	31	31	31	31	31	26 注13)	31	31	31
	8月	31	31	31	31	31	24 注14)	19 注13)	12 注15)	31	31
合計		280	223	235	280	280	273	208	232	280	137

注1) 令和3年12月25日より測定開始

注2) 自動撮影カメラの不具合により、令和4年1月20日から1月25日まで欠測

注3) SDカードの容量不足及び電池切れにより、令和4年1月1日から1月25日まで欠測

注4) 自動撮影カメラの紛失により、令和4年2月19日から4月16日まで欠測

注5) 自動撮影カメラの不具合により、令和4年2月19日から3月25日まで欠測

注6) SDカードの不具合により、令和4年3月15日から3月25日まで欠測

注7) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和4年4月23日から5月31日まで欠測

注8) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和4年3月30日から4月16日まで欠測

注9) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和4年4月25日から5月31日まで欠測

注10) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和4年5月12日から5月31日まで欠測

注11) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和4年5月3日から5月31日まで欠測

注12) 自動撮影カメラの電池切れのため、令和4年6月4日から6月25日まで欠測

注13) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和4年7月27日から8月12日まで欠測

注14) 自動撮影カメラの不具合により、令和4年8月5日から8月12日まで欠測

注15) 自動撮影カメラの不具合により、令和4年8月13日から8月31日まで欠測

表 4-6(3) 自動撮影法による調査日数（ホンドキツネの行動圏の把握 2）

単位：日

地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
調査期間											
令和4年	12月	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	1月	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
令和5年	2月	28	28	28	28	28	17 注1)	28	28	28	28
	3月	31	26 注2)	31	31	31	15 注1)	31	31	31	31
	4月	30	30	30	30	30	30	29 注3)	30	30	30
	5月	31	31	31	31	31	31	9 注3)	13 注4)	23 注5)	31
	6月	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	7月	31	31	27 注6)	31	31	31	31	31	31	31
	8月	31	31	0 注6)	31	31	31	31	31	31	31
	合計	246	241	211	246	246	219	223	228	238	246

注1) SDカード不具合により令和5年2月18日から3月16日まで欠測

注2) 業務妨害により令和5年3月12日から3月16日まで欠測

注3) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和5年4月30日から5月22日まで欠測

注4) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和5年5月5日から5月22日まで欠測

注5) 浸水のため、令和5年5月8日から5月16日まで欠測

注6) 愛岐大橋建設事業のため、令和5年7月28日から8月31日まで欠測

表 4-6(4) 自動撮影法による調査日数（ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握2）

単位：日

地点番号 調査期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和5年	9月	17 ^{注1)}	30	0 ^{注2)}	30	30	30	30	30	30	30
	10月	0 ^{注1)}	31	0 ^{注2)}	31	31	31	31	31	31	31
	11月	30 ^{注3)}	30	30 ^{注3)}	30	30	30	30	30	30	30
	12月	31	11 ^{注4)}	31	31	31	31	31	31	31	31
令和6年	1月	31	0 ^{注4)}	31	31	31	31	31 ^{注5)}	31	31	31
	2月	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
	3月	31	31	31	31	31	31	31 ^{注6)}	31	31	31
	4月	30	30	30	30	30	30	23 ^{注7)}	27 ^{注6)}	30	30
	5月	31	31	31	23 ^{注8)}	31	31	0 ^{注7)}	31	31	31
	6月	30	30	30	10 ^{注8)}	30	30	10 ^{注9)}	30	11 ^{注10)}	30
	7月	31	12 ^{注11)}	31	31	31	31	31	31	31	31
	8月	31	7 ^{注12)}	31	31	31	31	31	31	19 ^{注14)}	31
	9月	30	0 ^{注12)}	30	30	30	30	30	30	0 ^{注14)}	30
	10月	31	0 ^{注12)}	31	31	31	31	31	29 ^{注13)}	28 ^{注14)}	31
	11月	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	12月	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
令和7年	1月	31	31	31	31	31	28 ^{注15)}	31	31	31	31
	2月	26	28	28	28	28	2 ^{注15)}	28	28	28	28
	3月	6	31	31	31	31	31	31	31	31	31
	4月	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	5月	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
	6月	30	30	30	30	30	30	30	3 ^{注16)}	30	3 ^{注17)}
	7月	2 ^{注18)}	31	31	31	31	31	31	28 ^{注16)}	31	28 ^{注17)}
	8月	13 ^{注18)}	31	31	31	31	31	31	31	31	31
	9月	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
合計		649	594	688	721	749	720	691	683	685	719

注1) 自動撮影カメラ設置場所である樹林地が伐採されたため、令和5年9月19日から10月31日まで欠測

注2) 新愛岐大橋建設事業のため、令和5年9月1日から10月31日まで欠測

注3) 令和5年11月1日から新規地点

注4) SDカードの不具合により、令和5年12月12日から令和6年1月31日まで欠測

注5) 令和6年1月31日から新規地点

注6) 自動撮影カメラの不具合により、令和6年3月1日から4月3日まで欠測

注7) SDカードの不具合により、令和6年4月26日から6月20日まで欠測

注8) SDカードの不具合により、令和6年5月23日から6月20日まで欠測

注9) 自動撮影カメラの不具合により、令和6年5月23日から6月20日まで欠測

注10) 冠水時の流木衝突によるとみられる画角変更により、令和6年6月2日から6月20日まで欠測

注11) 自動撮影カメラの電池切れにより、令和6年7月6日から7月24日まで欠測

注12) 自動撮影カメラの不具合により、令和6年8月6日から8月19日、8月22日から10月31日まで欠測

注13) 自動撮影カメラの電池切れにより、令和6年10月30日から10月31日まで欠測

注14) 自動撮影カメラの画角が変わったことにより、令和6年8月20日から10月3日まで欠測

注15) 自動撮影カメラの不具合により、令和7年1月29日から2月26日まで欠測

注16) 自動撮影カメラの不具合により、令和7年6月4日から7月3日まで欠測

注17) SDカードの不具合により、令和7年6月4日から7月3日まで欠測

注18) SDカードの不具合により、令和7年7月3日から8月18日まで欠測

表 4-7(1) ホンドキツネの1日あたりの確認回数

単位：回

調査期間	地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ホンドキツネの行動圏の把握1	令和3年6月～令和3年11月	2.7	0.4	0.0	0.6	0.0	0.2	0.0	0.3	0.5	-
ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握1	令和3年11月～令和4年8月	4.6	0.7	0.1	0.6	0.2	0.4	0.1	0.4	0.5	0.1
ホンドキツネの行動圏の把握2	令和4年12月～令和5年8月	4.5	0.7	0.1	0.5	0.1	0.4	0.0	0.2	0.4	0.3
ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握2 (1繁殖期目)	令和5年9月～令和6年8月	0.4	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2
ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握2 (2繁殖期目)	令和6年9月～令和7年9月	0.9	0.4	0.5	0.9	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2

注) 数値は小数第2位を四捨五入している。

表 4-7(2) ホンドキツネの1日あたりの確認回数
(ホンドキツネの行動圏の変化及び生息地の定着状況の把握2)

単位：回

調査期間	地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和5年	9月	0.0	0.3	-	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
	10月	-	0.1	-	0.2	0.3	0.3	0.0	0.1	0.0	0.2
	11月	0.9	0.2	0.1	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.0	0.3
	12月	0.1	0.1	0.0	0.9	0.6	0.0	0.1	0.6	0.2	0.1
令和6年	1月	0.0	-	0.0	0.5	0.5	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0
	2月	0.2	0.6	0.5	1.0	0.4	0.0	0.0	0.3	0.3	0.1
	3月	0.1	0.1	0.3	0.7	0.4	0.9	0.0	-	0.2	0.7
	4月	0.3	0.1	0.2	0.8	0.5	0.4	0.0	0.4	0.1	0.4
	5月	1.5	0.1	0.5	0.3	0.0	0.2	-	0.0	0.2	0.2
	6月	0.6	0.0	0.2	0.7	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2
	7月	0.5	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	8月	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
	9月	1.0	-	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	-	0.0
	10月	0.6	-	0.1	0.9	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0
	11月	1.2	0.0	0.2	1.1	0.4	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1
	12月	0.9	0.1	0.5	0.9	0.1	0.2	0.0	0.4	0.0	0.1
令和7年	1月	1.2	0.4	0.8	1.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3
	2月	0.7	0.5	1.1	1.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
	3月	0.7	0.6	1.2	2.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5
	4月	2.0	1.0	1.1	2.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4
	5月	1.2	0.6	1.2	1.8	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.5
	6月	0.7	0.5	0.5	1.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	7月	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	8月	0.2	0.3	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	9月	0.4	0.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1) 数値は小数第2位を四捨五入している。

注2) - : 調査日数が0日であることを示す。

a) [REDACTED] (地点 1)

地点 1 は、[REDACTED] 利用状況が確認できる地点として設定した。

ア. 工事開始前（令和 3 年 6 月～令和 5 年 8 月）

工事開始前は、ホンドキツネが事業実施区域内の「巣穴」で繁殖していたため、他地点と比較しても確認回数が突出しており、特に 3 月～7 月に確認が集中しているのは、繁殖期（12 月～8 月）にあたるためと推察された。令和 4 年繁殖期及び令和 5 年繁殖期には複数の「子ギツネ」が確認され、事業実施区域内を繁殖場所として継続利用していたことが明らかになっていった。なお、ホンドキツネの確認が集中する 3 月～7 月には、ホンドタヌキ及びアライグマの確認回数が減少する傾向が見られており、競合していたことが推察される。

イ. 工事開始後：1 繁殖期目（令和 5 年 9 月～令和 6 年 8 月）

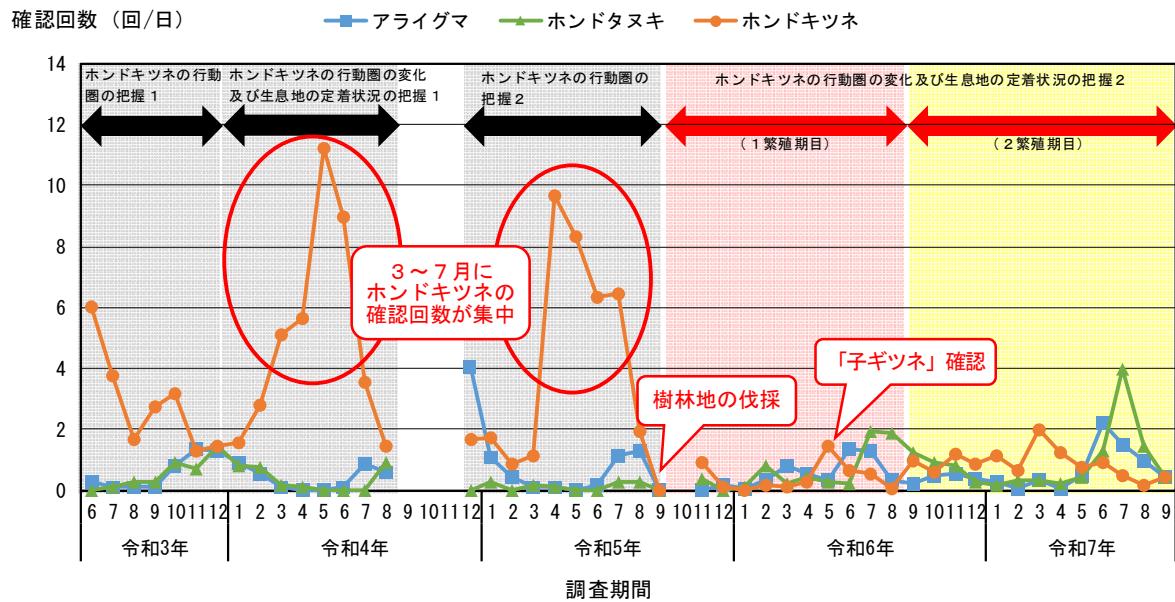
工事開始後の 1 繁殖期目は、工事開始に伴い営巣環境（樹林地）が消失したことにより、ホンドキツネの確認回数が大幅に減少した。しかし、その後も継続的に確認されていることから、事業実施区域を採餌場所等への移動経路として利用していると考えられた。なお、令和 6 年 5 月には「子ギツネ」が確認された。



写 4-1 地点 1 で確認された「子ギツネ」（令和 6 年 5 月撮影）

ウ. 工事開始後：2 繁殖期目（令和 6 年 9 月～令和 7 年 9 月）

工事開始後の 2 繁殖期目では、令和 7 年 2 月に [REDACTED] 「巣穴」が確認された（表 4-4 及び図 4-4 参照）。令和 7 年 4 月までは「巣穴」の拡大や周辺に獣道が確認されており、また、令和 7 年 6 月には草本に覆われたため「巣穴」を直接確認できなかったものの、周辺に獣道が確認されたことから、継続して繁殖に利用されていることが推察された。



注) 令和5年10月は、工事の影響により欠測である。

図 4-5 (地点 1) の1日あたりの確認回数

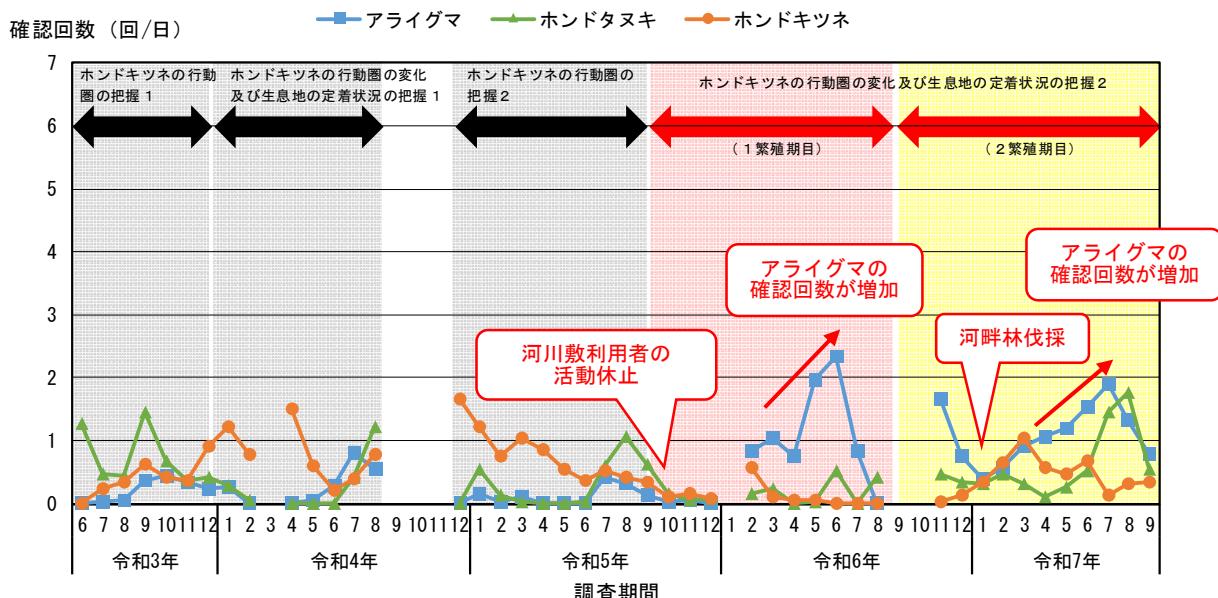
b) [地点 2] (地点 2)

地点 2 は、[地点 2] 利用状況が確認できる地点として設定した。

評価書時点終盤（令和 2 年 7 月）に起きた大規模な出水に伴い、河川敷に大量の流木等が集積し、車両の立入等人の利用が困難となったことや、静穏な環境の維持に努めるための河川敷利用者からの理解を得たことで、工事が開始される令和 5 年 9 月までのホンドキツネの確認回数は評価書時点（令和 2 年 8 月以前）と比べ増加している。また、河川敷の他地点（地点 8、9）において木曽川の増水における浸水等の影響が確認されたが、地点 2 では確認されていない。

工事開始後の令和 5 年 9 月以降は、ホンドキツネの確認回数は減少したものの、令和 5 年 10 月に一部の河川敷利用者と協議し、当該地点周辺における人の出入りが減少したことから、ホンドキツネが新たな繁殖地として利用することが期待された。しかし、ホンドキツネの確認回数に大きな変化は見られず、令和 6 年 2 月以降は一時的にアライグマの確認回数が増加している。

なお、令和 7 年 1 月に地点 2 周辺の河畔林が伐採されたことにより、哺乳類 3 種の確認回数は減少すると予想されたが、令和 7 年 1 月以降、特にアライグマの確認回数は増加傾向である。



注 1) 令和 4 年 3 月及び令和 6 年 1 月は、SD カードの不具合等により欠測である。

注 2) SD カードの不具合により、令和 6 年 4 月 4 日から 4 月 23 日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

注 3) 令和 6 年 9 月及び 10 月は、自動撮影カメラの不具合により欠測である。

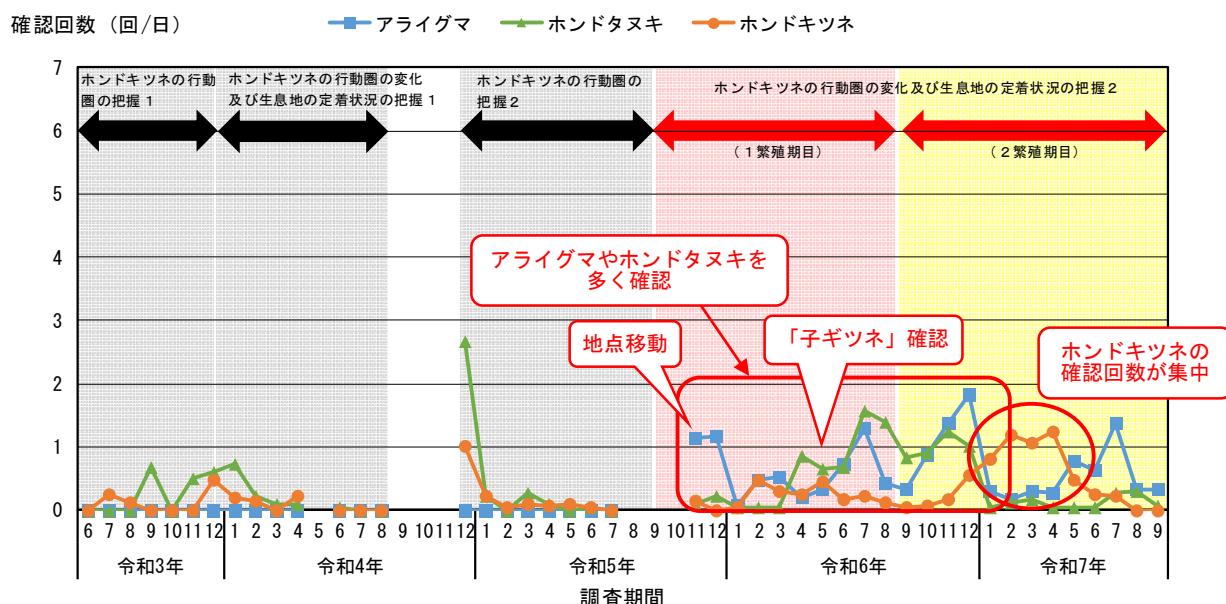
図 4-6 [地点 2] (地点 2) の 1 日あたりの確認回数

c) (地点3)

地点3は、 利用状況が確認できる地点として設定した。

令和5年11月に新愛岐大橋建設事業のため、評価書以降（令和2年1月以降）に設置していた地点からさらに東側に移動したが、同年の繁殖期ではホンドキツネの確認回数に大きな変化はなかった。移動後の地点3では、移動前には確認数が少なかったアライグマやホンドタヌキが多く確認されていた。また、令和6年5月に一度「子ギツネ」が確認された。

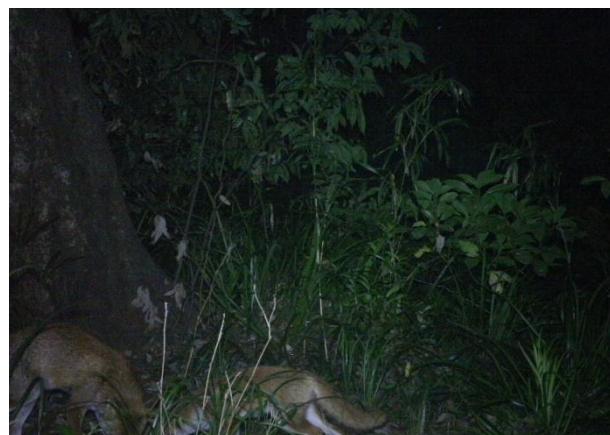
なお、令和6年12月以降の2繁殖期目のうち、繁殖時期である1月～5月頃にホンドキツネの確認回数が集中するとともに、アライグマとホンドタヌキの確認回数は減少しており、工事開始前の地点1と同じような傾向が見られた。



注1) 令和4年5月は、自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により欠測である。

注2) 令和5年8月～10月は、新愛岐大橋建設事業の影響により欠測である。

図 4-7 (地点3) の1日あたりの確認回数



写 4-2 地点3で確認された「子ギツネ」(令和6年5月撮影)

d) [地点 4] (地点 4)

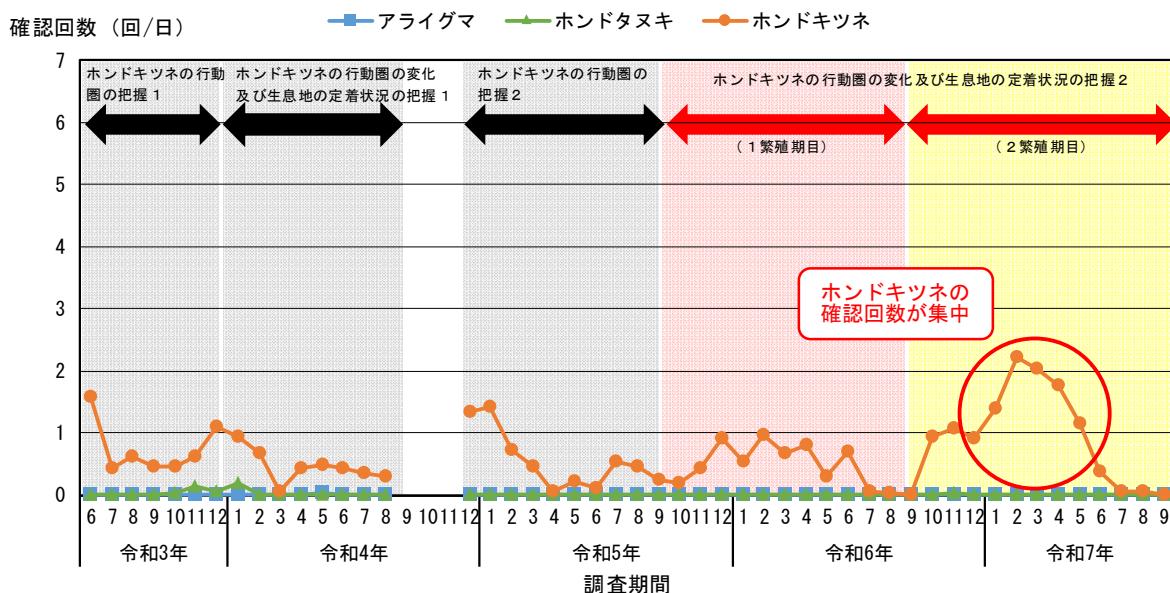
地点 4 は、[地点 4] 利用状況が確認できる地点として設定した。

地点 4 では、主にホンドキツネが確認されており、令和 4 年 7 月には親子が確認されたことから、住宅等人為的な影響が大きい環境についても行動範囲としていることが考えられた。

工事開始後の 1 繁殖期目についても確認回数に大幅な増減はなく、事業実施区域でよく見られた個体も確認されていることから、継続的に市街地等を行動範囲としていると考えられた。

なお、令和 6 年 12 月以降の 2 繁殖期目も継続的に確認され、特に繁殖時期である 1 月～5 月頃にホンドキツネの確認回数が集中しており、工事開始前の地点 1 と同じような傾向が見られた。

また、当該地点ではホンドタヌキ及びアライグマの確認回数は非常に少ない。



注) 自動撮影カメラ周辺の草本の伸長により、令和 6 年 6 月 20 日から 10 月 4 日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

図 4-8 [地点 4] (地点 4) の 1 日あたりの確認回数

e) [] (地点 5)

地点 5 は、[] 利用状況が確認できる地点として設定した。

地点 5 では工事が開始される令和 5 年 9 月までのホンドキツネの確認回数は少なかったが、工事開始後の令和 5 年 9 月以降、ホンドキツネの確認回数は一時的に増加傾向となり、事業実施区域に代わる採餌環境等として利用している可能性も考えられた。しかし、令和 6 年 6 月以降、ホンドキツネの確認回数は減少しており、地点 5 周辺における工事により、地点 5 が位置する樹林縁にフェンスが建てられたことによるものと考えられる。

その後、令和 6 年 12 月以降の 2 繁殖期目においても確認回数に大きな変化はない。

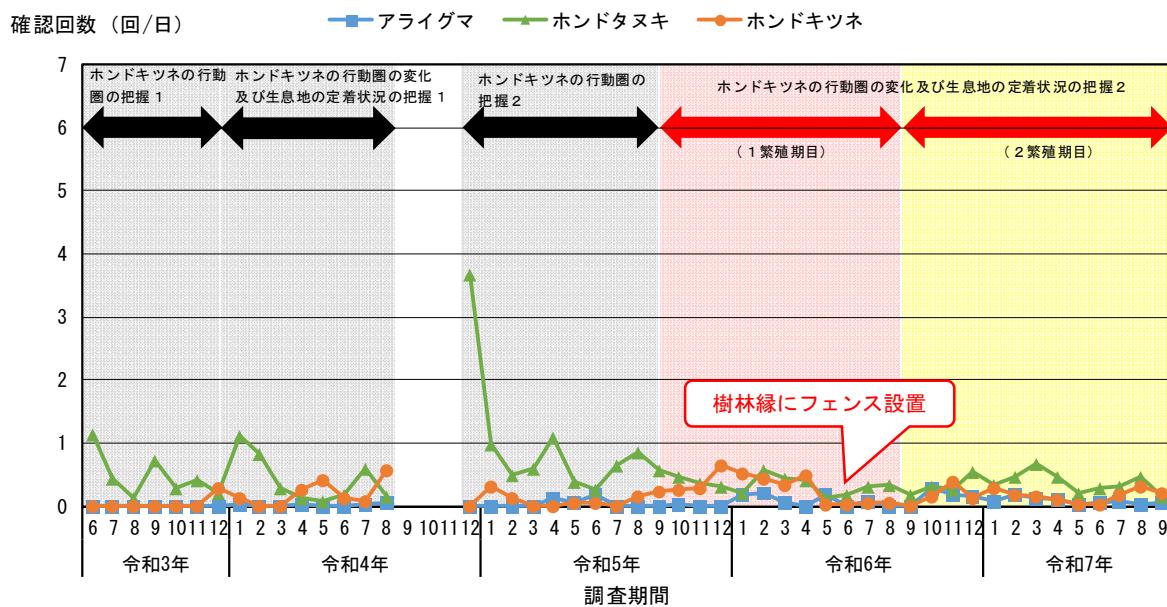


図 4-9 [] (地点 5) の 1 日あたりの確認回数

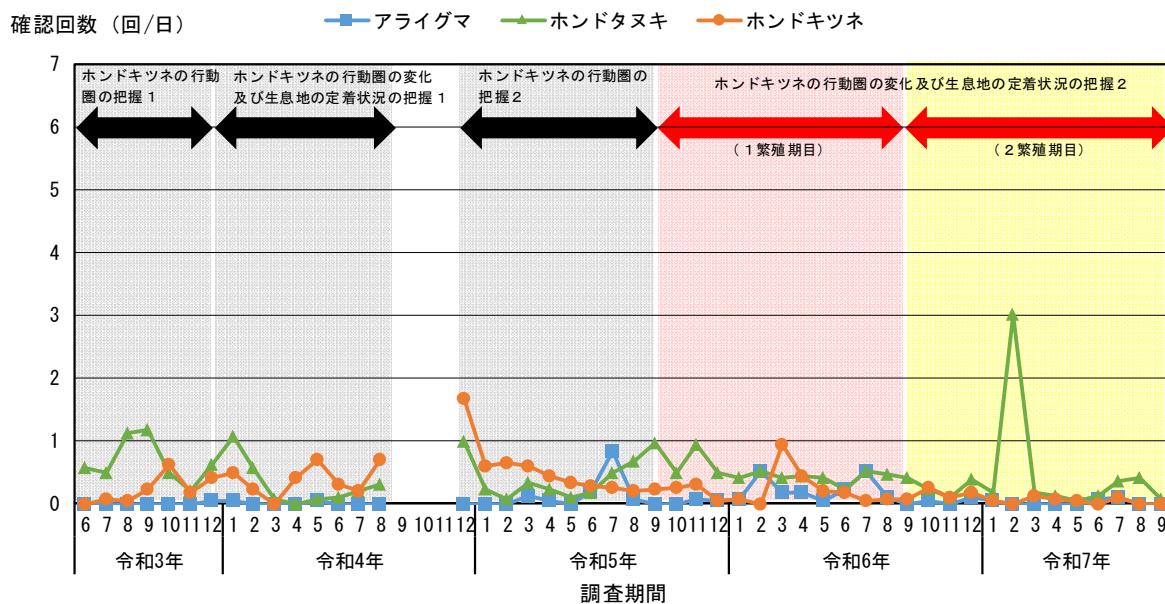
f) [REDACTED] (地点 6)

地点 6 は、[REDACTED] 利用状況が確認できる地点として設定した。

工事開始前、地点 6 では主にホンドキツネ及びホンドタヌキが確認されてたものの、工事が開始された令和 5 年 9 月以降は、令和 6 年 3 月に突発的に増加した月を除いて、ホンドキツネの確認回数が減少していた。

また、令和 5 年 7 月、令和 6 年 2 月及び 7 月において、突発的にアライグマの確認回数が増加している月があった。

しかし、令和 7 年 1 月以降は、哺乳類 3 種とも確認回数が減少している。



注) 自動撮影カメラの画角のずれにより、令和 6 年 1 月 31 日から 2 月 29 日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

図 4-10 [REDACTED] (地点 6) の 1 日あたりの確認回数

g) (地点 7)

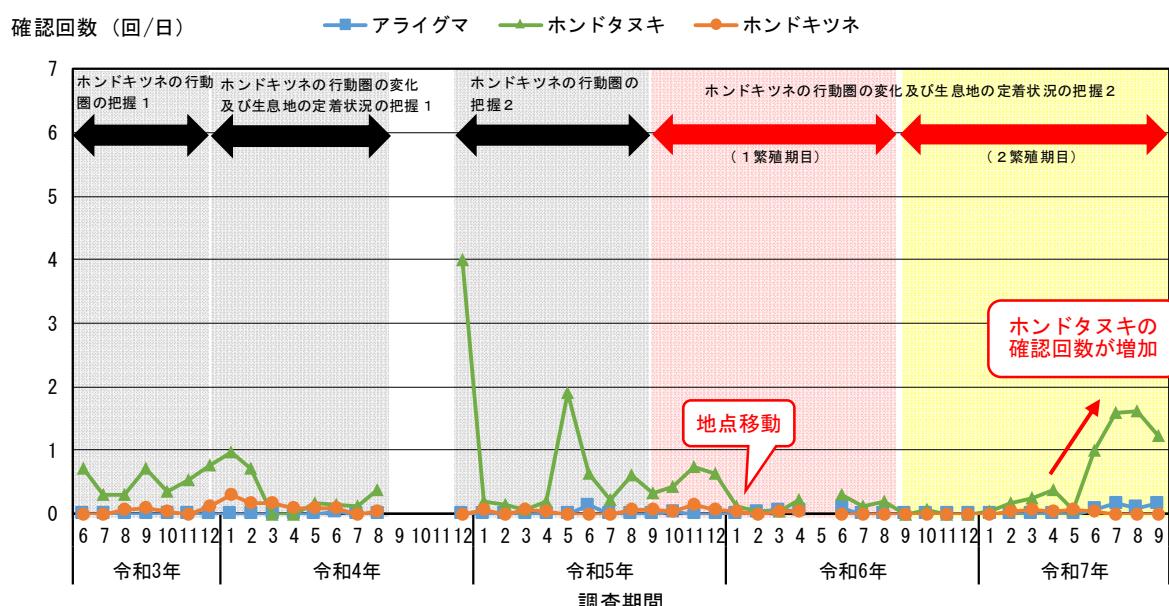
地点 7 は、

利用状況を確認できる地点として設定した。

他地点と比較してホンドキツネの確認回数が少ない地点であり、工事開始後の令和 5 年 9 月以降も確認回数に変化はなかった。

令和 6 年 1 月に木曽川河川敷の河畔林伐採のため、評価書以降（令和元年 12 月以降）に設置していた地点からさらに西側に地点を移動した。その結果、移動前に確認されていたホンドタヌキの確認回数も減少しており、ホンドタヌキの行動範囲に該当しなくなったことや、河畔林伐採工事による影響が要因として考えられる。

なお、令和 7 年 6 月以降はホンドタヌキの確認回数が急激に増加しており、再びホンドタヌキの行動範囲に含まれるようになったと考えられる。



注 1) 令和 6 年 5 月は、SD カードの不具合により欠測である。

注 2) 自動撮影カメラの不具合により、令和 6 年 1 月 31 日から 2 月 29 日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

図 4-11 (地点 7) の 1 日あたりの確認回数

h) (地点 8)

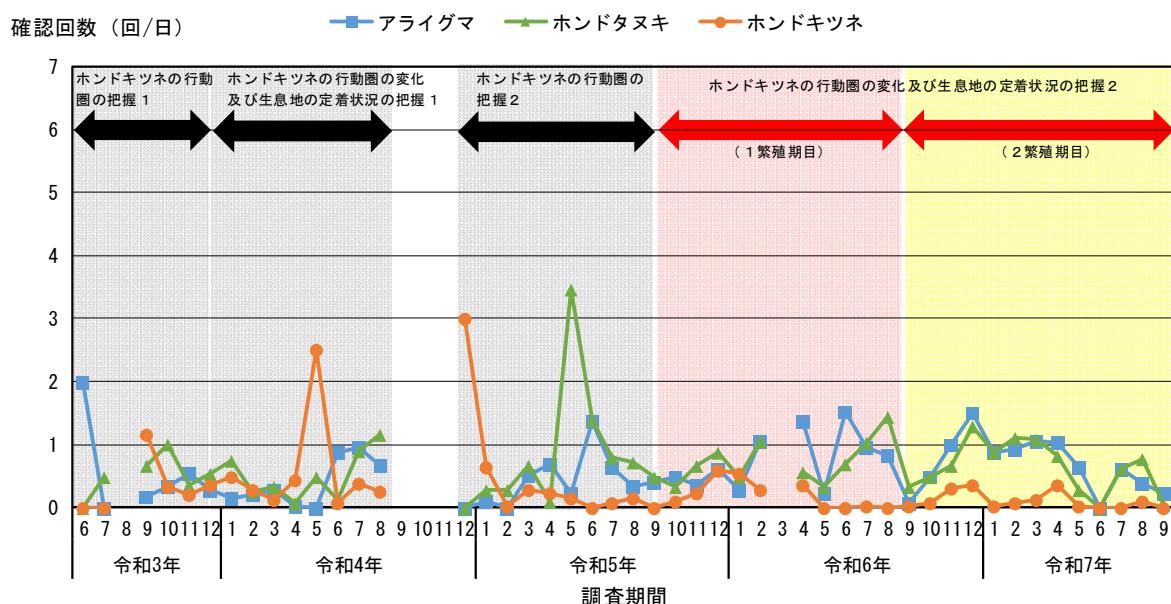
地点8は、 利用状況を確認できる地点として設定した。

地点8では主にホンドタヌキ及びアライグマが確認されており、令和4年7月にはアライグマのつがいや子連れが確認されたことから、周辺で繁殖している可能性が考えられた。

令和5年2月以降はホンドタヌキとアライグマの確認回数が一層増加し、工事開始後の令和5年9月以降はホンドキツネの確認回数も一時的に増加の傾向が見られたものの、令和6年1月以降は減少しており、令和7年以降も同様の傾向である。

当該地点では、令和5年5月、6月、7月及び令和6年5月、7月に木曽川の増水における浸水等の影響が確認されたことから、営巣地としては適さない環境と考えられる。

そのほか、令和6年5月にホンシュウジカが確認されている。



注) 令和3年8月、令和6年3月は、自動撮影カメラの不具合等により欠測である。

図 4-12 (地点 8) の 1 日あたりの確認回数

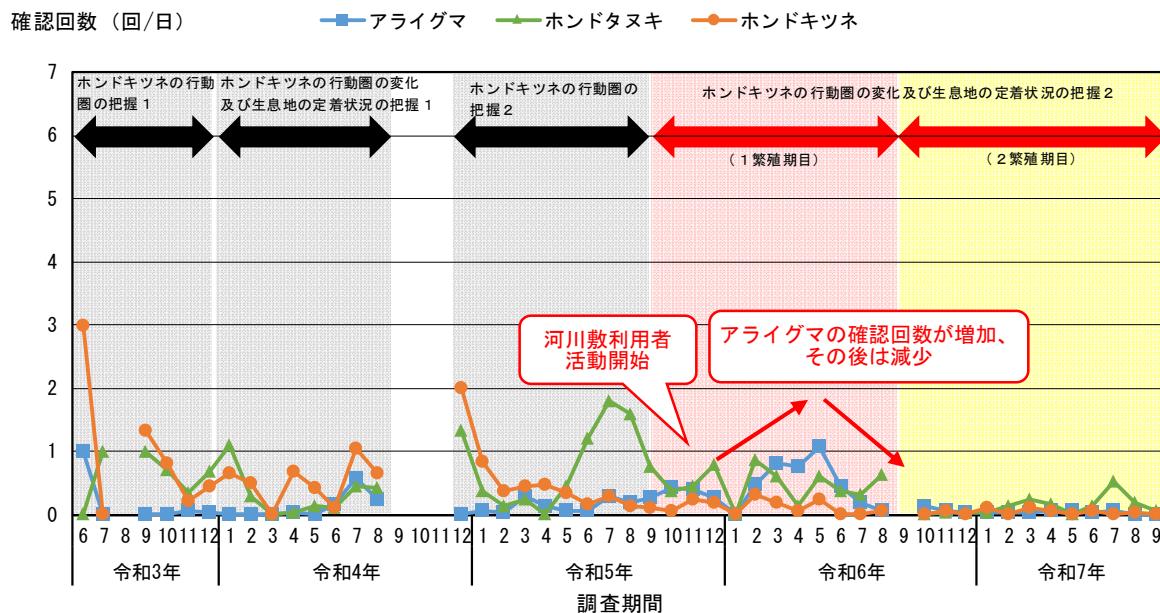
i) [地点 9] (地点 9)

地点 9 は、[地点 9] 利用状況を確認できる地点として設定した。

地点 9 では工事が開始される令和 5 年 9 月までは、主にホンドキツネ及びホンドタヌキが確認されており、令和 5 年 5 月頃まではホンドキツネの確認回数が多く、令和 5 年 6 月以降はホンドタヌキの確認回数が多かった。また、工事開始後の令和 6 年 2 月以降にアライグマの確認回数が一時的に増加したが、令和 6 年 5 月以降は再び減少している。

なお、令和 5 年 11 月以降、当該地点付近の河川敷利用者が増加し、人や車両が接近する機会が多くなり、廃棄物や人工構造物も増加している。2 繁殖期目以降は、哺乳類 3 種ともに確認回数は少ない。

当該地点では、令和 5 年 5 月、6 月、7 月、令和 6 年 5 月、7 月及び令和 7 年 6 月に木曽川の増水における浸水等の影響が確認されたことから、ホンドキツネの営巣地としては適さない環境と考えられる。



注 1) 令和 3 年 8 月は、自動撮影カメラの不具合により欠測である。

注 2) 令和 6 年 9 月は、自動撮影カメラの画角が変わったことにより欠測である。

注 3) 自動撮影カメラの画角のずれにより、令和 7 年 9 月 9 日から 9 月 18 日までの確認回数は実際より少ない可能性がある。

図 4-13 [地点 9] の 1 日あたりの確認回数

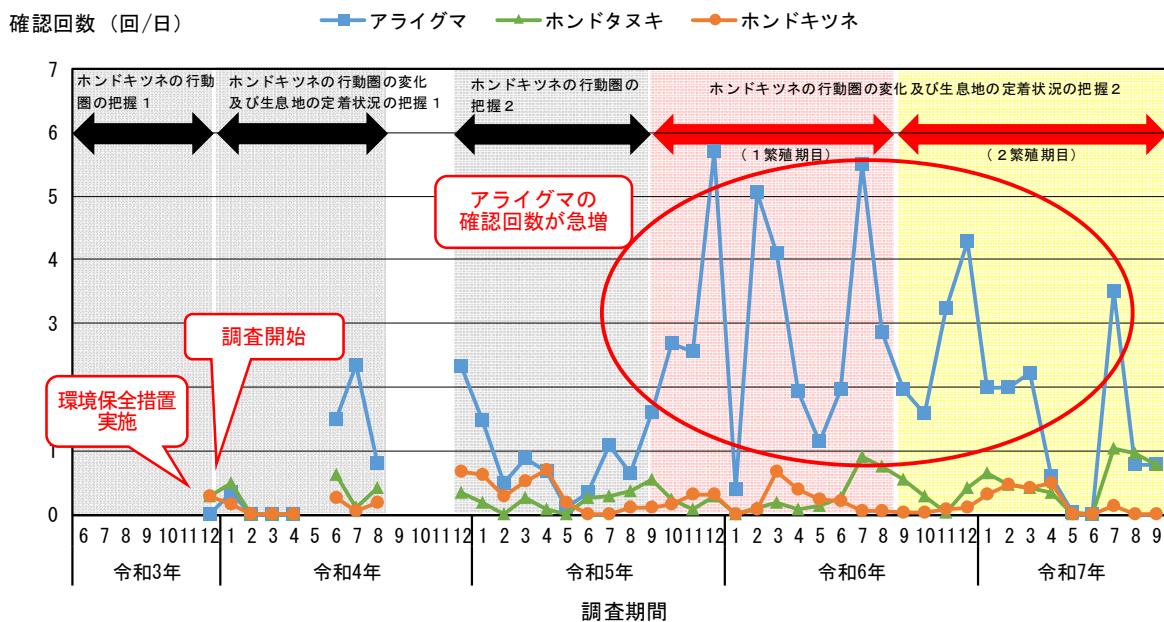
j) (地点 10)

地点 10 では、

利用状況を確認できる地点として、同年 12 月から調査を開始した。ホンドキツネが新たな繁殖地として利用することが期待されたものの、ホンドキツネの繁殖は確認されていない。

地点 10 ではノラネコが多く生息しており、ノラネコへ餌やりをする人の出入りや廃棄物の投棄が、ホンドキツネの確認回数が少ない要因の一つと考えられる。また、当該地点では主にアライグマが確認されており、工事が開始された令和 5 年 9 月以降は確認回数が急増したため、付近で繁殖している可能性もあり、こちらもホンドキツネの確認回数が少ない要因の一つと考えられる。

しかし、令和 6 年 12 月以降の 2 繁殖期目のうち、繁殖時期である 1 月～5 月頃にはホンドキツネの確認回数が一時的に増加していた。



注 1) 令和 4 年 5 月は、自動撮影カメラの不具合により欠測である。

注 2) 令和 7 年 7 月は、SD カード不具合により欠測である。

図 4-14 (地点 10) の 1 日あたりの確認回数

※ホンドキツネの保護の観点から
公開版では地点情報の一部を非公開とする。

図 4-15(1) 自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況
(状況確認（工事開始前）/令和3年6月～令和5年8月)

※ホンドキツネの保護の観点から
公開版では地点情報の一部を非公開とする。

図 4-15(2) 自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況
(事後調査（工事開始後：1繁殖期目）／令和5年9月～令和6年8月)

※ホンドキツネの保護の観点から
公開版では地点情報の一部を非公開とする。

図 4-15(3) 自動撮影法による上位性（ホンドキツネ）の確認状況
(事後調査（工事開始後：2 繁殖期目）／令和 6 年 9 月～令和 7 年 9 月)

4.1.2 有識者ヒアリング

事後調査の方針及び環境保全措置等の内容について検討する必要が生じた際、哺乳類を専門とする有識者（大学講師）に聞き取りを行い、得た助言に基づいて検討した。有識者の助言の概要は表 4-8(1)～(5)に示すとおりである。

表 4-8(1) 有識者の助言の概要

実施日	助言の概要
令和3年8月2日（月）	<p>【状況確認調査について】</p> <ul style="list-style-type: none">・現地踏査の際には、ホンドキツネの糞の採集を行うこと。糞分析を行うことで、生息しているホンドキツネの食性を把握することが可能である。しかし、ホンドキツネの糞のみで分析できるわけではなく、その場に生息する種群が把握できていれば、分析が可能である。分析ができれば、ホンドキツネが何を餌にしているのかがわかり、餌動物も含めた生息環境整備に役立つ情報になる。・子キツネと親キツネが行動を共にしている時期は、繁殖に対して重要な時期であり、この時期の情報の蓄積・分析を行うことで、工事開始時期や工事中の環境保全措置の検討材料となる。・死体を発見した場合、怪我の有無、性齢を把握するとともに、新鮮であれば胃内容物（あるかどうかで飢餓状態なのかもわかる）も見る事で様々な情報が得られる。交通事故死についても情報収集をしておくと良い。 <p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全措置の1つである環境学習について、タヌキやアライグマ、ハクビシン、ホンドキツネ等の市街地付近でも確認される動物を中心に、動物を見た人がどれをみたのか、正確な情報が集まるようにそんな啓発・教育方法も良いと考える。また、野生動物なので、むやみに近寄らない、適切な距離をとって付き合うことが重要という内容は良い。・工事工程が遅延しているが、環境保全措置の方針は予定している内容で問題ない。それに加えて定期的な調査を行うことで、資料を積み上げていくことが重要である。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての伐採作業は、ホンドキツネの生息環境に悪影響を及ぼすわけではなく、適度に下層植生が刈り取られることで、ホンドキツネの餌動物であるネズミやウサギ等小型哺乳類の生息環境が増えるという利点がある。・候補地Aが伐採されることがないよう、今後の作業予定等の情報収集や調整を行うこと。

表 4-8(2) 有識者の助言の概要

実施日	助言の概要
令和4年11月9日（水）	<p>【状況確認調査の結果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営巣地である地点1における確認結果は、繁殖をしているホンドキツネの行動パターンとして適切であり、工事が開始した際に、地点1以外の地点の変化を評価していくための基準として利用することができる。 ・ホンドキツネの他に、ホンドタヌキ及びアライグマも確認されているが、現時点ではこれらがホンドキツネに脅威となっている可能性は低いと考える。 ・引き続き、ホンドタヌキ及びアライグマに関するデータについても収集していくことが望ましい。 ・地点10のノネコによる影響は気になるところではあるが、現状、ノネコに対する餌やりに関する法規制は私有地への立入制限を流用する手段以外整備されておらず、やむを得ない状況であると考える。 <p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地内のアズマネザサ等下層植生を伐採したことにより、林内の日照条件が変化し、林内の植生が変化する可能性が考えられる。 ・今後の環境保全措置の実施方針について、河川敷を対象にホンドキツネの生息に好適な環境となるよう関係機関等の調整を行うとともに、引き続き生息環境整備のための対策を検討・実施していくことで問題ないと考える。
令和5年5月18日（木）	<p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す環境保全措置に内容について、了承した。 <ul style="list-style-type: none"> ▷国土強靭化計画に伴う樹林伐採の範囲が対象事業実施区域近傍となつた場合、代替営巣地として誘導を進める場所は外してもらうよう国土交通省（木曽川上流河川事務所）と調整する。また、江南市及び扶桑町の河川管理担当課にも上記の旨を説明し、国土交通省から照会があつた場合は尾張北部環境組合に一度連絡を入れてもらえるよう調整を行う。 ▷河川敷の一部にオフローダーが入り、静音な営巣環境が創出・維持できないと推察されることから、国土交通省（木曽川上流河川事務所）にオフローダーの河川利用制限を目的とした監視依頼をし、利用制限はできないがパトロールの際に見かけたら注意喚起をすると回答をいただいた。 ▷事業実施区域北東側の環境保全措置候補地について、生息するノネコとそのノネコに餌やりをする人の出入りによりホンドキツネの利用頻度が低くなっていると考えられることから、生息するノネコに対して、こうなん地域猫の会、こうなんさくら猫の会等地元団体に相談をして、可能であればノネコに去勢手術を受けさせ、将来的なノネコの個体数削減を目指す。 ▷環境教育の一貫として、構成市町内の他焼却処理施設に赴き、自然保護に関する出前講座を実施する。

表 4-8(3) 有識者の助言の概要

実施日	助言の概要
令和6年2月21日（水）	<p>【事後調査結果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人為的な影響の少ない環境の利用率が必ずしも高いとは限らず、地点4のように市街地付近で活動している場合もある。このようにキツネの利用状況が変化している可能性があることに留意すること。 確認頻度の高い河川敷は必ずしも生息地であるとは限らず、生息地を繋ぐ通路として使われている可能性がある。確認頻度が同じように高くても利用のされ方がこれまでと異なる可能性があることに留意すること。 子ギツネが確認された場合は付近に生息地がある可能性が高いが、確認時期を踏まえた上で確認場所の利用状況（生息環境又は移動経路としての利用環境）を考察する必要がある。 他事業等による事業実施区域周辺の環境の変化に伴い、巣穴付近の環境や餌の種類が変化している可能性がある。このように事業以外の要因によるキツネの行動の変化を踏まえた上で調査を行うこと。
令和6年6月21日（金）	<p>【事後調査について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホンドキツネの繁殖有無の判断基準を「巣穴」または「子ギツネ」の確認としていることは問題ないが、事後調査報告書（中間報告書）にその旨を明記すること。また、「成体」が確認されたことから、ホンドキツネが生息していると判断した旨も明記すること。 事後調査で繁殖が確認されなかった要因として、「実際に繁殖していなかった」または「繁殖しているが痕跡等を見つけることができなかつた」という2通りの考え方がある。どちらを要因として考えているか明記すると良い。 <p>【環境保全措置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全措置の内容は問題ないが、ホンドキツネが市街地へ馴化することにより、世代を経て行動パターンが変化する可能性を留意すること。 市街地にホンドキツネが進出することによる人間とのトラブルについては、予測できない。なお、イギリスでは「Town fox（街のキツネ）」と「Country fox（田舎のキツネ）」に分けられているよう、今後、市街地に生息するキツネと河川敷に生息するキツネに分化していく可能性は考えられる。 アライグマの対策は愛知県ではなく市町村が主体で行っている。具体的な対策は市町村の判断によるが、アライグマが及ぼす影響という形で情報提供を行うことは有効である。 引き続き事後調査及び環境保全措置を実施する方針で問題ない。

表 4-8(4) 有識者の助言の概要

実施日	助言の概要
令和 6 年 12 月 12 日 (木)	<p>【事後調査結果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年 5 月に確認された「子ギツネ」について、令和 6 年 6 月以降は確認されなかった要因は不明であること承知した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点ではホンドキツネの繁殖状況について不明な点が多いため、引き続き事後調査及び環境保全措置を実施し、今後のホンドキツネの動向により適宜対応を変えていく方針で問題ないと考える。事後調査の期限についても、予定している事後調査結果を踏まえて判断することになると考える。 ホンドキツネが市街地へ馴化することにより行動パターンが変化し、市街地に適応した個体が今後増えていく可能性を留意すること。 明確なデータに基づいた話ではないが、近年、愛知県から岐阜県におけるキツネやタヌキの生息分布は、住宅地や自然林を中心に広がっている印象にある。
令和 7 年 8 月 21 日 (木)	<p>【今後の対応方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域の工事開始後に 2 期連続で繁殖継続が確認（推察を含む）されたことから、令和 7 年 9 月をもって事後調査を終了する方針で良い。 環境保全措置（生息環境の整備）の実施内容について、事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路を確保する方針とし、実施範囲についても問題ない。 生息環境整備後の継続的な維持管理について、下記 5 つの内容で承知した。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路を確保するため、仮囲いを一部外す。実施時期は工事中（常時）とする。 事業実施区域北側から墓地に至る通路の草刈りと併せ、環境保全措置を実施した範囲の草刈りを実施する。実施時期は工事中（適宜）とする。 事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路を確保するため、フェンスの形状変更またはフェンス下を掘り下げる。実施時期は供用時（常時）とし、具体的なフェンスの形状変更またはフェンス下の掘り下げ位置は令和 7 年 10 月に決定する。 場内緑地の草刈りと併せ、保全措置を実施した範囲及び移動経路の草刈りを実施する。実施時期は供用時の毎年 6 月～9 月頃とし、具体的な整備範囲は令和 7 年 10 月に決定する。 メッシュフェンスの下が土であるならば、フェンスの形状変更やフェンス下の掘り下げを実施した箇所以外もホンドキツネ自身が掘り下げる可能性がある。

表 4-8(5) 有識者の助言の概要

実施日	助言の概要
令和 7 年 10 月 20 日（月）	<p>【事後調査結果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査報告書の内容について、承知した。 ・事業実施区域の工事開始後に 2 期連続で繁殖継続が確認（推察を含む）されたことから、令和 7 年 9 月をもって事後調査を終了することについて、承知した。 <p>【環境保全措置の実施状況のご報告及び継続的な維持管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 10 月に実施した環境保全措置（生息環境の整備）の実施内容について、承知した。 ・生息環境整備後の継続的な維持管理について、下記 5 つの内容で確定したことについて、承知した。 <ul style="list-style-type: none"> ▷事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路を確保するため、仮囲いの一部を外した状態を維持する。実施時期は工事中（常時）とする。 ▷事業実施区域北側から墓地に至る通路の草刈りと併せて、環境保全措置を実施した範囲の草刈りも実施する。実施時期は工事中（適宜）とする。 ▷事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路を確保するため、フェンスの形状を変更する。フェンスの形状変更箇所は、工事中に仮囲いを外した箇所と同じ位置とし、フェンスの下部にホンドキツネが通行可能なサイズの穴（高さ 30cm 程度）を設ける。実施時期は供用時（常時）とする。 ▷事業実施区域内の残存緑地と事業実施区域外の移動経路の確保及び生息環境の維持のため、環境保全措置を実施した範囲及び移動経路の草刈りを実施する。実施時期は供用時（適宜）とし、草本が伸長する 6 月～9 月頃とし、場内緑地の草刈り作業と併せて実施することを想定している。 ▷

4.1.3 予測結果と事後調査結果の比較検討

予測結果と事後調査結果の比較及び検討内容は表 4-9 に、評価書時の予測地点は図 4-16 に示すとおりである。

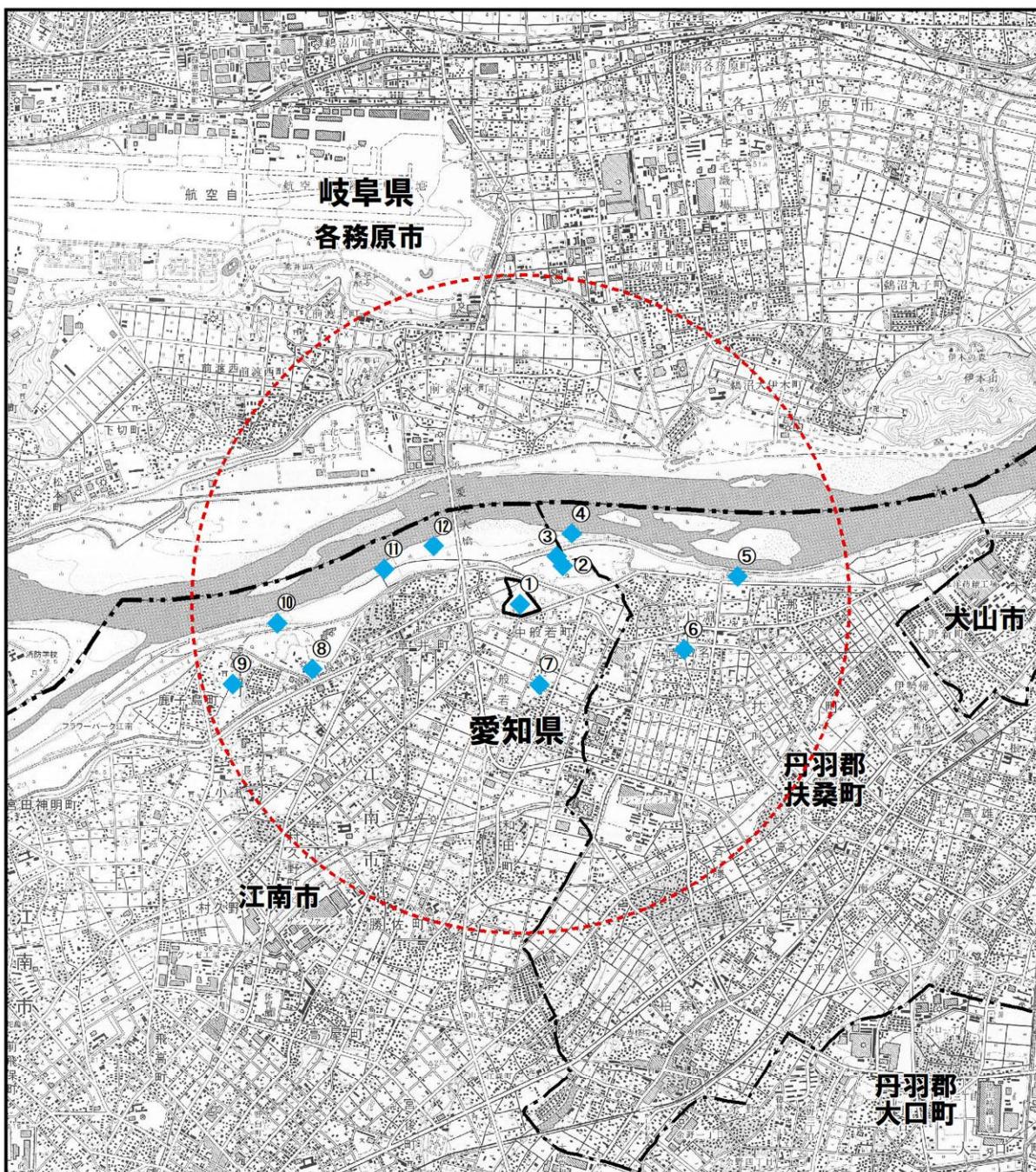
なお、評価書時調査地点と事後調査地点（図 4-2(1)～(3) 参照）の対応は表 4-10 に示すとおりである。

表 4-9 予測結果と事後調査結果の比較等

項目	予測結果	事後調査結果
ホンドキツネ	<p>ホンドキツネは、2年連続で事業実施区域内の「巣穴」での繁殖が確認され、「子ギツネ」が3個体ずつ生育している。事業実施区域内は営巣地として利用されており、採餌は事業実施区域内及びその周辺の耕作地、樹林地、河川敷の草地等を利用していると考えられる。</p> <p>本事業の実施に伴い事業実施区域内の営巣場所が改変されることから、営巣環境となりうる場所の確保が必要となる。</p> <p>そこで、事業実施区域内にある巣穴周辺の状況（地点1）から、営巣地の環境条件を整理し、将来的な営巣地となりうる場所として、自動撮影カメラ設置地点のうち営巣地の環境条件を満たす可能性のある緑地を抽出し、各候補地点における環境条件を整理した。</p> <p>営巣地の環境条件を多く満たす場所は事業実施区域の北東側に位置する河川敷（地点4）が該当する。</p> <p>また、地点9についても候補地点の上位として考えられるが、行動圏の一部であることは確認されているものの、営巣地から距離が遠く、確認回数は極めて少ないとから候補地としての実現性は下がると考えられる。</p> <p>採餌環境としては、事業実施区域内は消失し直接改変されるが、事業実施区域周辺には餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用してきた場所が直接改変されるため、直接改変による生息環境への影響はあると予測する。</p>	<p>令和3年6月から開始した工事開始前の状況確認調査では、地点1において令和4年繁殖期及び令和5年繁殖期に2年連続で複数の「子ギツネ」が確認され、事業実施区域内を繁殖場所として環境影響評価時に引き続き、継続利用していたことが明らかになった。</p> <p>その後、事業実施区域の工事が開始された令和5年9月以降の1繁殖期目の調査においては、すべての調査地点でホンドキツネの「成体」の姿が確認されており、事業実施区域及びその周辺を生息環境として継続利用していることが明らかとなつた。また、令和6年5月に （地点1）及び （地点3）で「子ギツネ」が確認され、事業実施区域周辺で繁殖していることが推察された。</p> <p>令和6年12月以降の工事開始後の2繁殖期目の調査においても、すべての調査地点でホンドキツネの「成体」の姿が確認されたほか、令和7年2月に ホンドキツネの「巣穴」が確認されており、周囲に足跡が多数確認されていること等から、2繁殖期目に利用されていることが推察された。その後、令和7年3月、4月及び6月においても、「巣穴」入口の拡大や周辺に獣道が確認されたこと等の状況から継続利用されていることが推察された。</p> <p>上記のとおり、事業の実施により事業実施区域内の営巣地が消失し、直接改変による生息環境への影響はあったものの、工事開始後の1繁殖期目には （地点1）及び （地点3）で「子ギツネ」が、2繁殖期目には 「巣穴」が確認され、工事開始後に2年連続で繁殖が確認（推察を含む）されたことから、本事業によってホンドキツネの行動圏が大きく変化するほどの影響はなかったものと考える。</p>

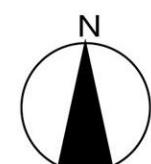
注1) 予測地点（評価書時調査地点）は図 4-16 に示すとおりである。

注2) 繁殖有無の判断基準は「巣穴」または「子ギツネ」の確認有無とした。



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 事業実施区域より 2km
- 現地調査地点



1 : 40,000

0 400m 800m 1.6km

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

図 4-16 予測地点（評価書時調査地点）

表 4-10 評価書時調査地点と事後調査地点の対応

事後調査地点	設定根拠	評価書時 調査地点
※ホンドキツネの保護の観点から 公開版では地点情報の一部を非公開とする。		

4.1.4 環境保全措置の効果の程度及び効果の不確実性の程度

本事業では、不確実性を伴う環境保全措置として、ホンドキツネの生息環境整備に取り組んだ。事業実施区域に替わる営巣候補地として想定していた河川敷をホンドキツネの生息環境として好適な環境にするため、河畔林伐採範囲への配慮や静穏な環境の維持等について河川管理者（国土交通省）や、河川敷の利用者との協議調整を行ったほか、営巣候補地（地点 10）では地権者等との調整のもと下層植生や不法投棄ごみの撤去を行った。さらに、河川管理者や関係市町へのチラシ配布による河川敷の適正利用の呼びかけや、「江南丹羽環境管理組合 環境美化センター」に施設見学に訪れた小学生に対して環境保全措置の取組内容の説明といった普及啓発にも努めた。

これらの措置により、河川敷または地点 10 が代替営巣地として利用されることが期待されたが、河川敷及び地点 10 周辺での営巣は確認されなかった。

しかし、工事開始後も事業実施区域及びその周辺で、環境影響評価時と同様の範囲でホンドキツネが継続的に確認されたほか、工事開始後 1 繁殖期目には「子ギツネ」が、2 繁殖期目には「巣穴」が確認された。

河川敷は、国土交通省における国土強靭化計画に基づき、河畔林の伐採が進められたものの、協議により段階的な伐採に留められた。また、定期的にサバイバルゲーム場として利用していた利用者には、場所の変更に対応いただいた。結果的には代替営巣地として利用されることはなかつたものの、これらの環境保全措置を実施したことにより、行動範囲は大きく変化せず、継続的な利用が確認されたことから、環境保全措置は事業実施区域周辺におけるホンドキツネの生息環境維持に対し、一定の効果があったものと考える。

また、追加的環境保全措置として令和 7 年 10 月には事業実施区域内の残存緑地で下層植生の除去等の環境整備を実施し、ホンドキツネの移動経路の維持に努めた。なお、令和 7 年 2 月に「巣穴」が確認された

残存緑地の維持管理を継続的に実施する。これらにより、事業者の実行可能な範囲で保全が図られていると評価する。